

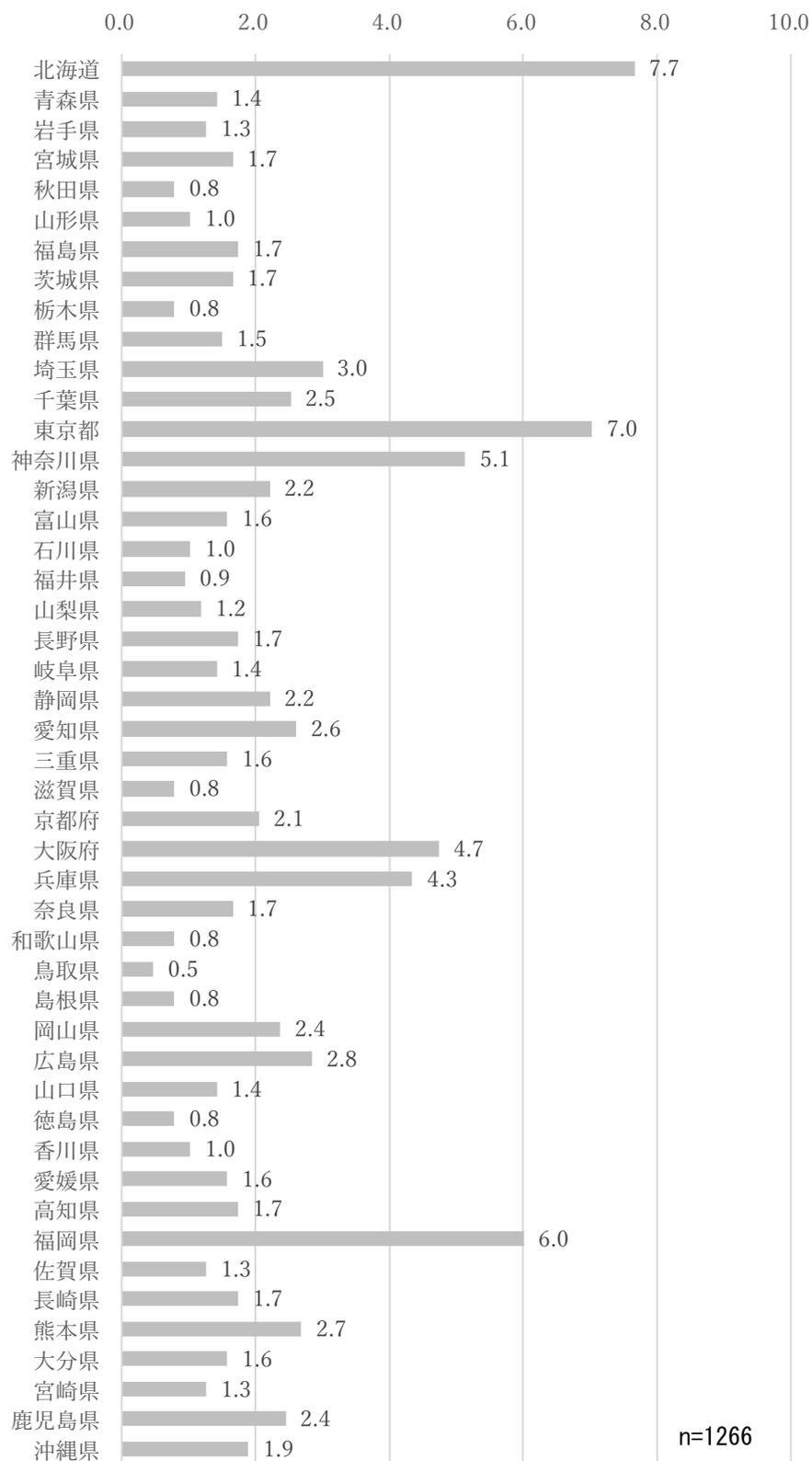
第 4 章 資料

1. アンケート調査結果

医療機関

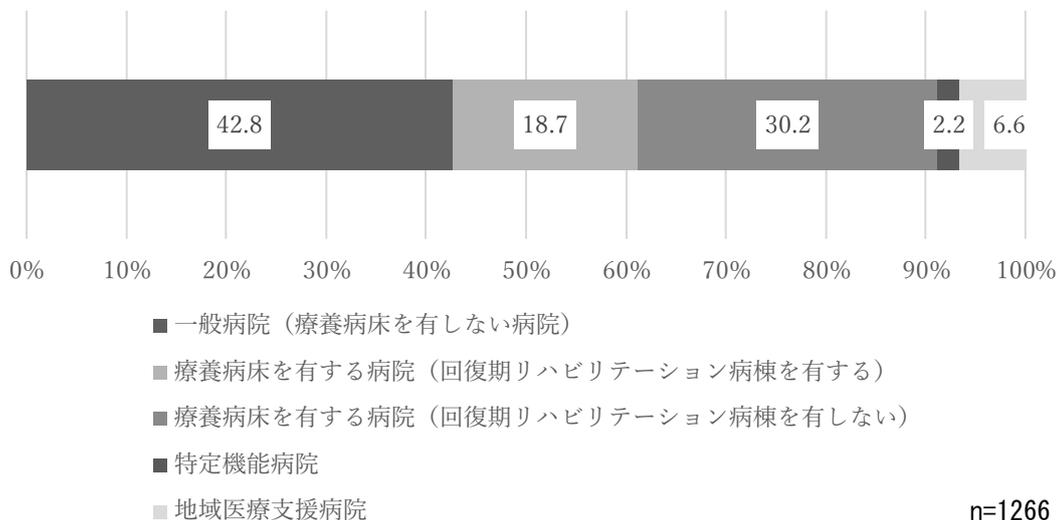
1. 貴院についてお伺いします

1-1. 所在地の都道府県と市町村をご記入ください



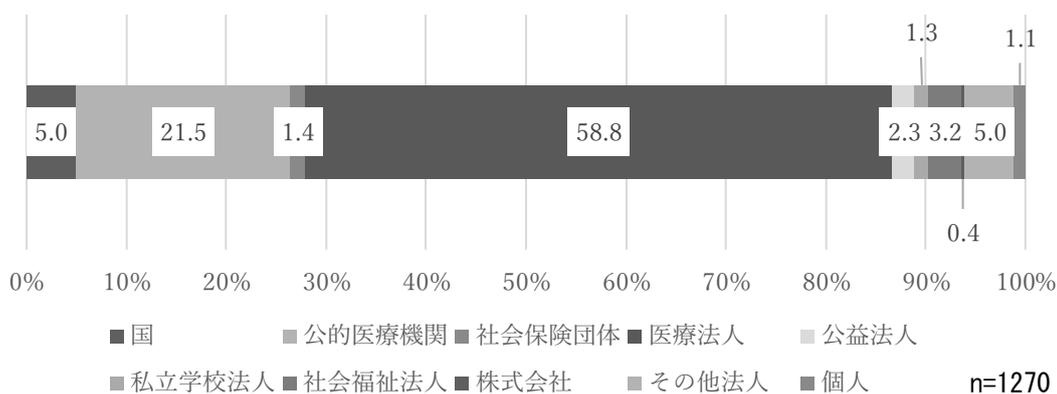
回答のあった病院の所在地の割合は、「北海道」が7.7%と最も高く、次いで「東京都」7.0%、「福岡県」6.0%であった。

1-2. 医療機関の種別をお答えください



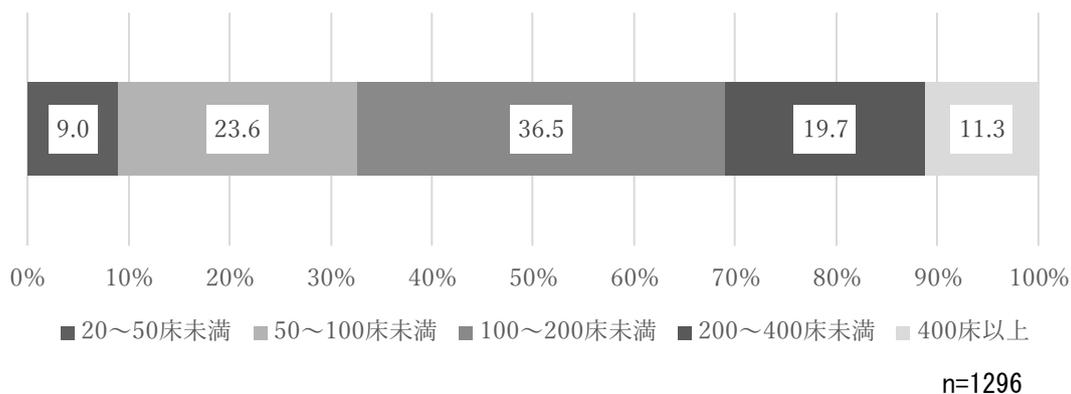
回答のあった病院種別の割合は「一般病院」が42.8%と最も高く、次いで「療養病床を有する病院 (回復期リハビリテーション病棟を有しない)」30.2%、「療養病床を有する病院 (回復期リハビリテーション病棟を有する)」18.7%であった。

1-3. 開設主体をお答えください



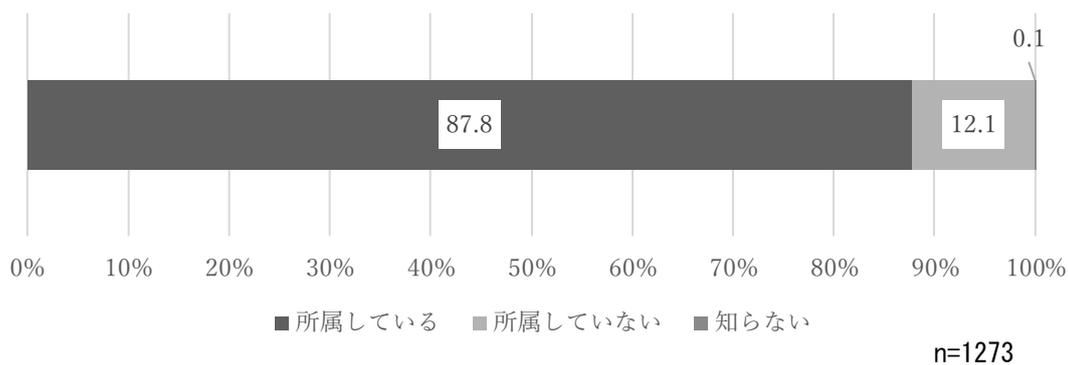
回答のあった病院の開設主体の割合は「医療法人」が58.8%と最も高く、次いで「公的医療機関」21.5%であった。

1-4. 病床数をお答えください



回答のあった病院の病床数の割合は、「100~200床未満」が36.5%と最も高く、次いで「50~100床未満」23.6%であった。

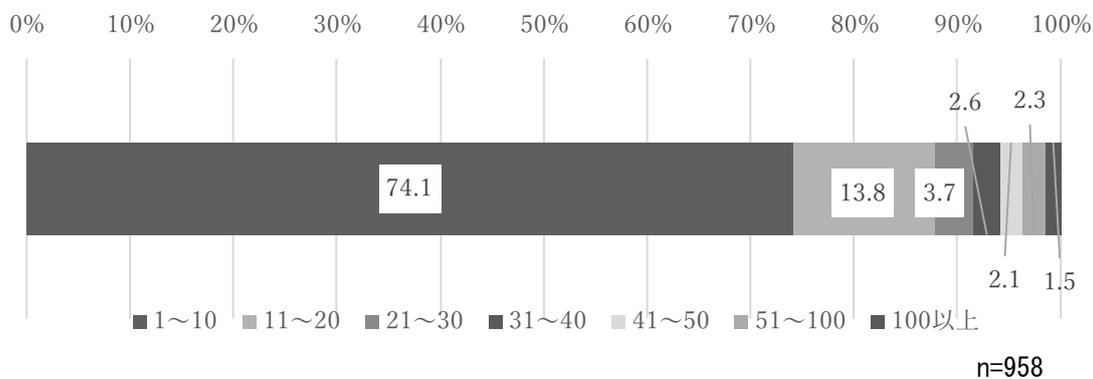
1-5. 貴院には、医療ソーシャルワーカーが所属していますか



回答のあった病院において、医療ソーシャルワーカーが所属している病院は87.8%、医療ソーシャルワーカーが所属していない病院が12.1%であった。

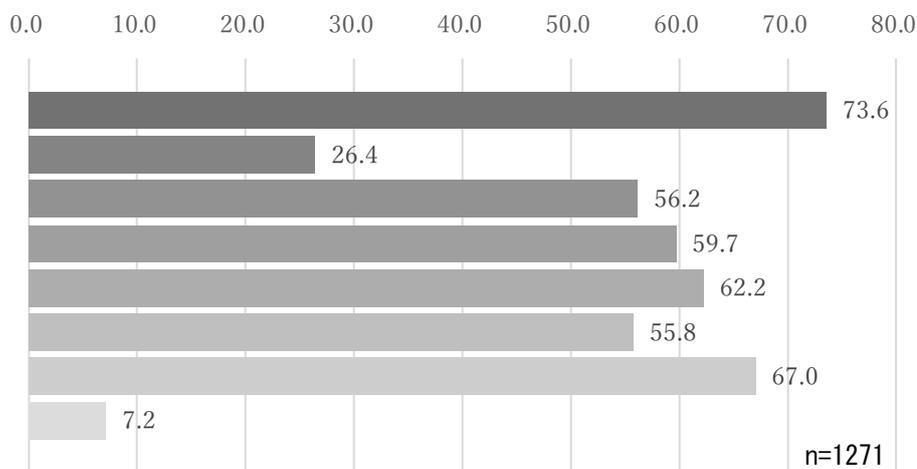
2. 貴院での、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についてお伺いします

2-1. 身寄りがない人の入院が1年間で何例あったか教えてください



回答のあった病院では、身寄りがない人の入院が1年間で「1~10」例あった病院が74.1%と最も高い割合を占め、次いで「11~20」例が13.8%であった。

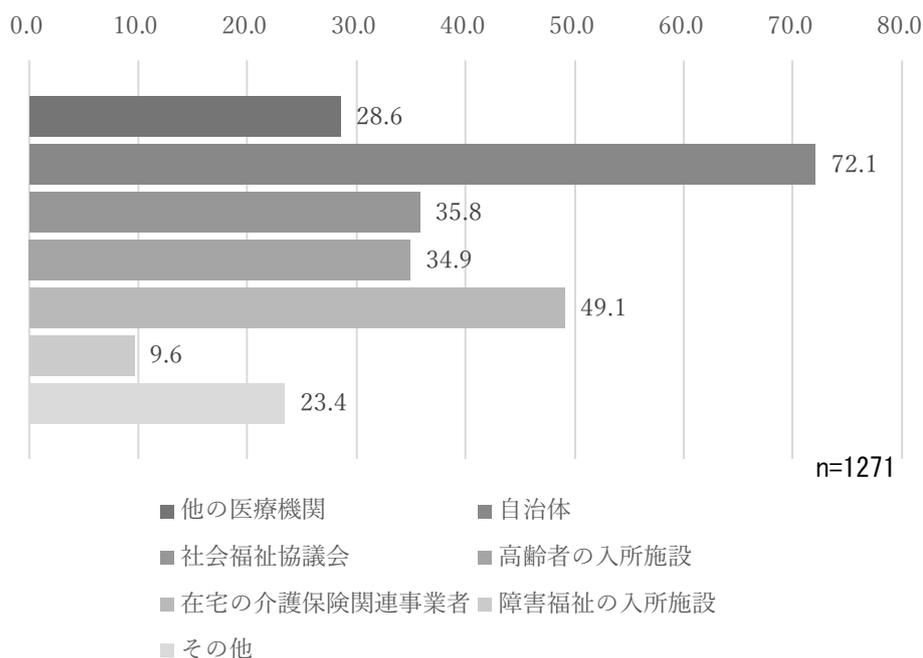
2-2. 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応の中で、対応が困難だった場面を教えてください（複数回答可）



- 緊急の連絡先に関する事
- 入院計画書に関する事
- 入院中に必要な物品の準備に関する事
- 入院費等に関する事
- 退院支援に関する事
- (死亡時の) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事
- 医療に係る意思決定に関する事
- その他

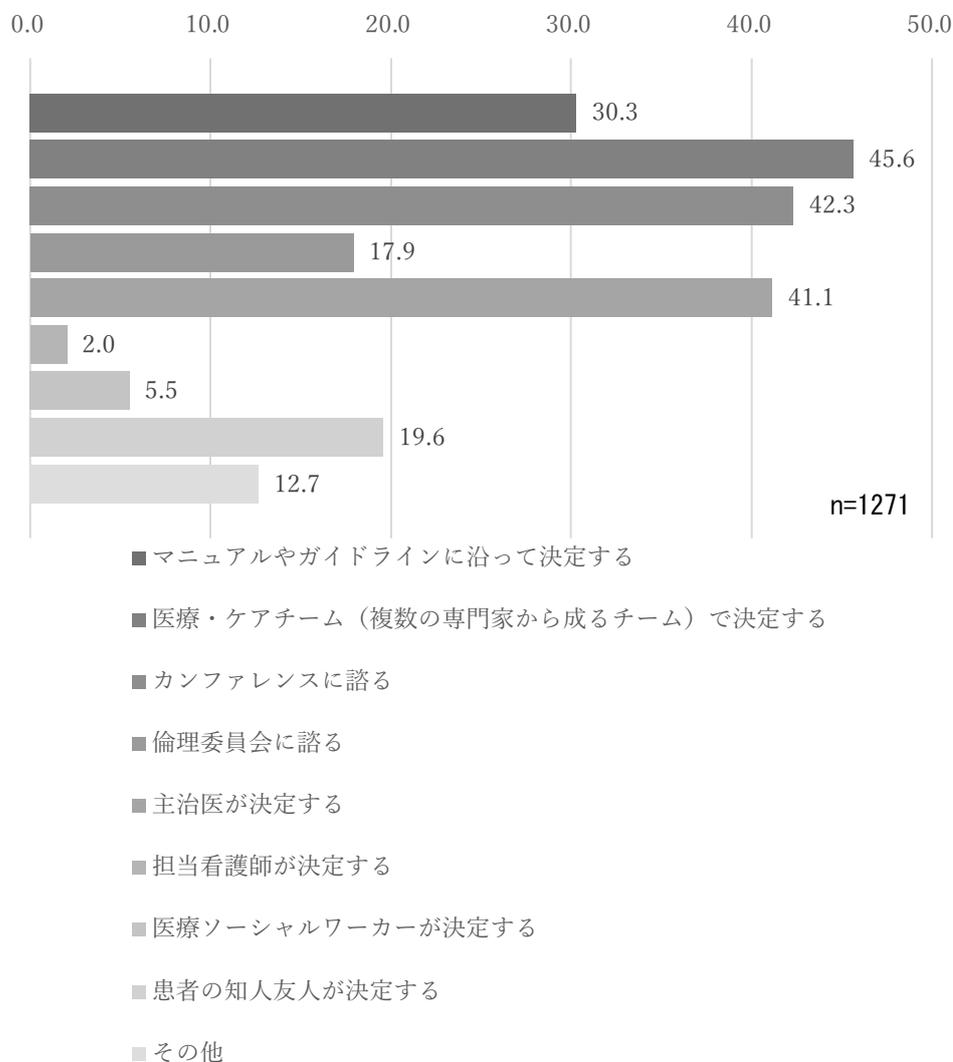
回答のあった病院において、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応の中で、対応が困難だった場面として「緊急の連絡先に関すること」が73.6%と最も高い割合を占め、次いで「医療に係る意思決定に関すること」67.0%、「退院支援に関すること」62.2%であった。

2-3. 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応の中で、対応が困難だった場面で相談した団体等があれば教えてください（複数回答可）



回答のあった病院において、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応の中で、対応が困難だった場面で相談した団体等は、「自治体」が72.1%と最も高い割合を占め、次いで在宅の介護保険関連事業者」49.1%、「社会福祉協議会」35.8%であった。

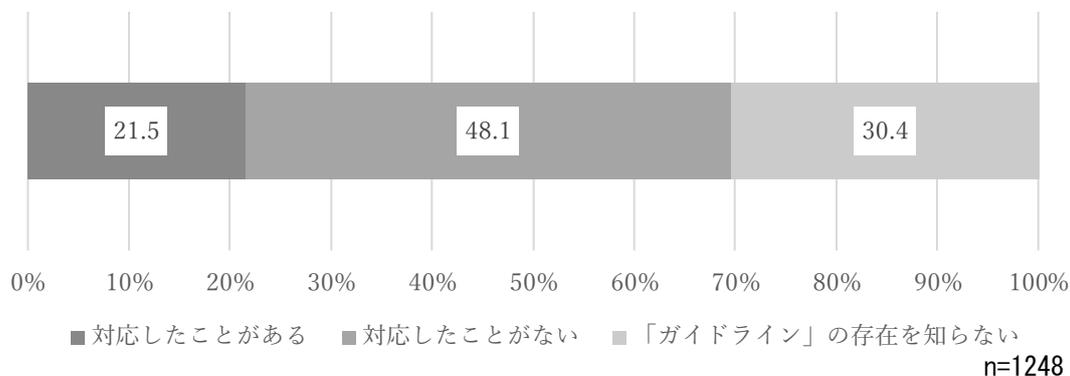
2-4. 身寄りがない人の医療に係る意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合の医療の決定プロセスを教えてください（複数回答可）



回答のあった病院において、身寄りがない人の医療に係る意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合の医療の決定プロセスは、「医療・ケアチームで決定する」が45.6%と最も高く、次いで「カンファレンスに諮る」42.3%、「主治医が決定する」が41.1%であった。

3. 貴院での「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下：「ガイドライン」）」に基づく対応状況についてお伺いします

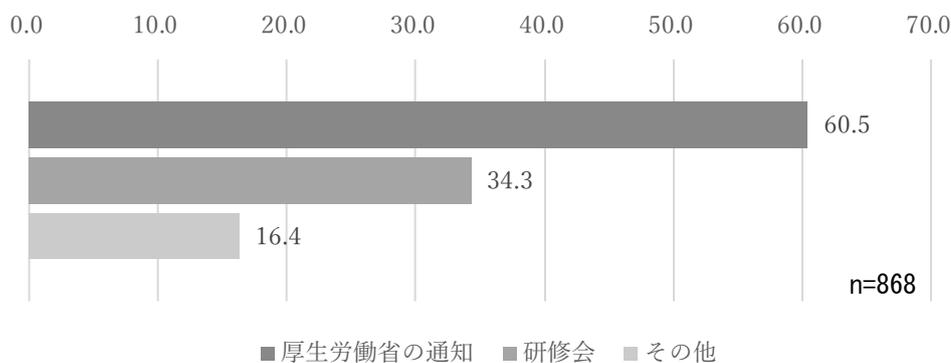
3-1. 貴院では、「ガイドライン」に基づいた対応をしたことがありますか



回答のあった病院のうち、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下：「ガイドライン」）」に基づいた対応をしたことがあると回答した方が 21.5%、「ガイドライン」に基づいた対応をしたことがないと回答した方が 48.1%、「ガイドライン」の存在を知らないと回答した方が 30.4%であった。

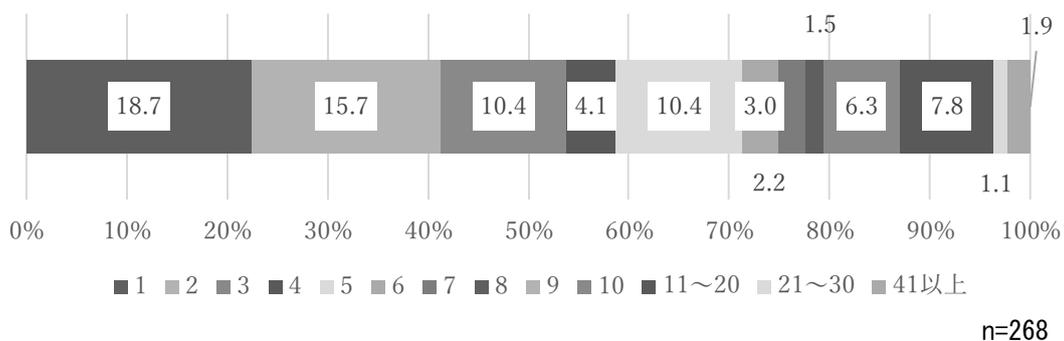
< 3-1. で①または②と回答した方 >

3-2. どこで「ガイドライン」を知りましたか（複数回答可）



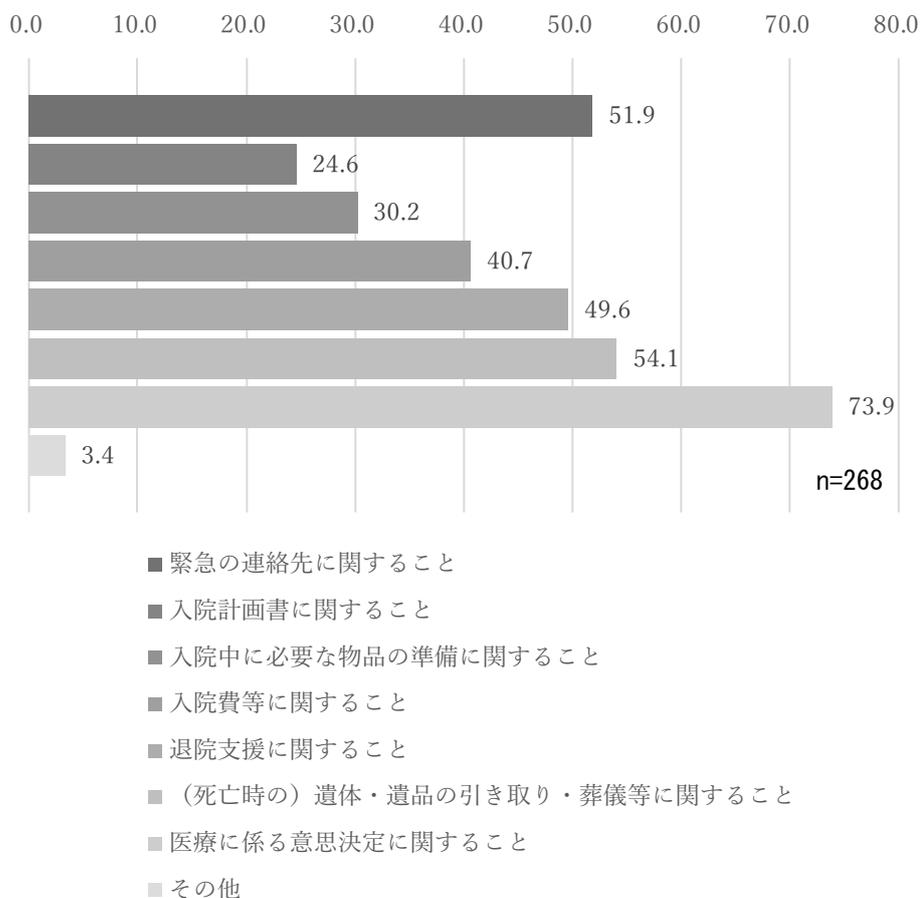
問3-1で①または②と回答した方のうち、「厚生労働省の通知」で「ガイドライン」を知った方が 60.5%、「研修会」で「ガイドライン」を知った方が 34.3%であった。

< 3-1. で①と回答した方：「ガイドライン」に基づいた対応をしたことがある方 >
3-3. 「ガイドライン」に基づいた対応が1年間で何例あったか教えてください



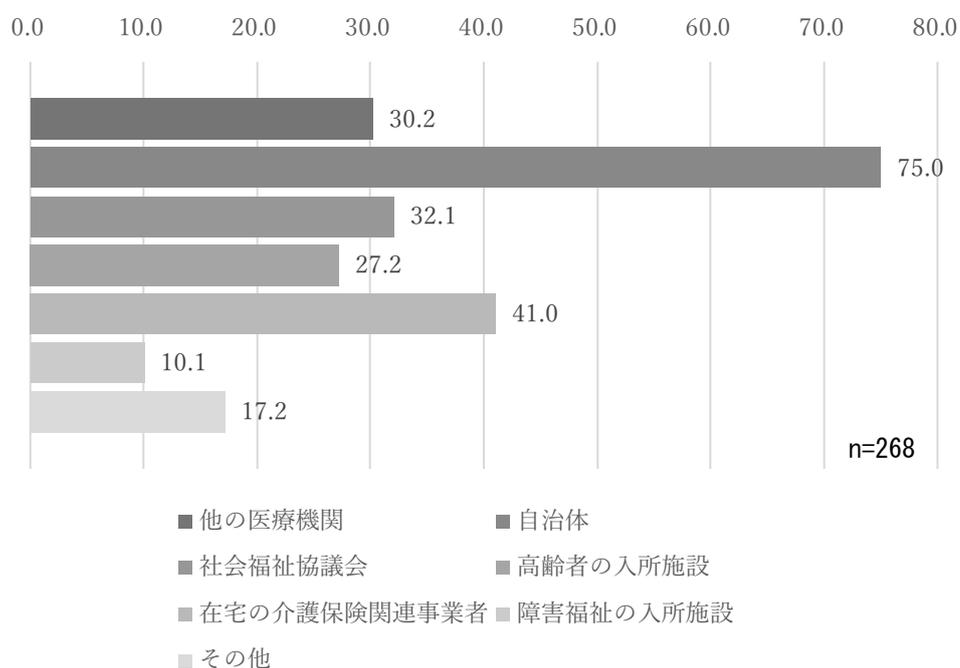
問3-1で①と回答した方のうち、「ガイドライン」に基づいた対応が1年間で「1」例あったと回答した方が18.7%と最も高い割合を占め、次いで「2」例が15.7%であった。

< 3-1. で①と回答した方：「ガイドライン」に基づいた対応をしたことがある方 >
3-4. 「ガイドライン」に基づいて対応した場面を教えてください (複数回答可)



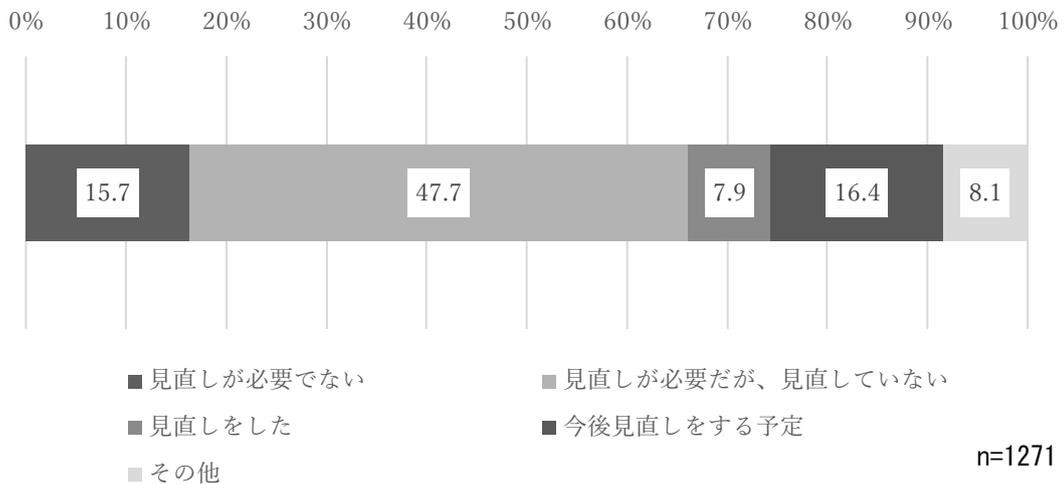
問3-1で①と回答した方のうち、「ガイドライン」に基づいた対応の場面として「医療に係る意思決定に関すること」と回答した方が73.9%と最も高い割合を占め、次いで「(死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること」54.1%、「緊急の連絡先に関すること」が51.9%であった。

<3-1. で①と回答した方：「ガイドライン」に基づいた対応をしたことがある方>
 3-5. 「ガイドライン」に基づいた対応について、相談した団体等があれば教えてください（複数回答可）



問3-1で①と回答した方のうち、「ガイドライン」に基づいた対応について、相談した団体等を「自治体」と回答した方が75.0%と最も高い割合を占め、次いで「在宅の介護保険関連事業者」41.0%、「他の医療機関」30.2%であった。

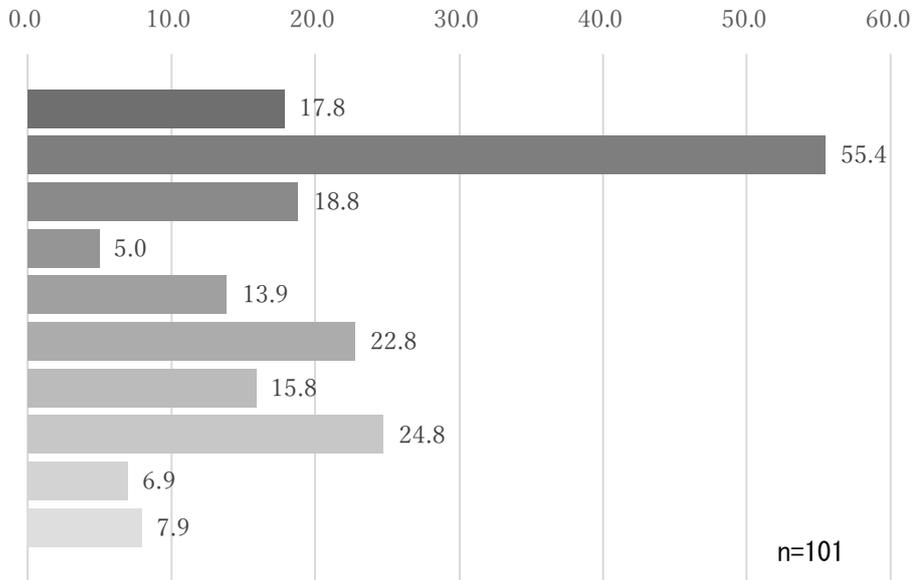
5. 貴院での身寄りがない人へ必要な医療が提供できる体制の見直しについて伺います
 5-1. 貴院では、身寄りがない人へ必要な医療が提供できる体制について見直しをされましたか



回答のあった病院のうち、身寄りがない人へ必要な医療が提供できる体制について「見直しが必要だが、見直してない」と回答した方が47.7%と最も高い割合を占め、次いで「今後見直しをする予定」16.4%であった。

< 5-1. で③と回答された方：体制の見直しをされた機関 >

5-2. 体制の見直しをされた機関は、具体的にどのような見直しをされましたか
(複数回答可) ※「身元保証人等」とは身元保証人、身元引受人、保証人、連帯保証人
を含める

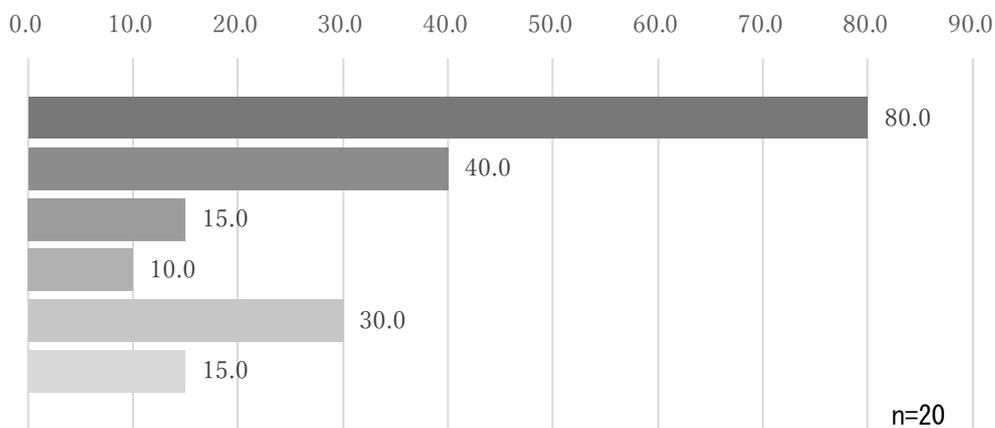


- 身元保証人等を求めなくなった
- 独自のガイドライン、マニュアル、手順書を作成した
- 既存の倫理委員会で、この問題を取り上げるようになった
- 新たに倫理委員会を作った
- 倫理に特化したカンファレンスを実施するようになった
- 事例に対するカンファレンスを充実させた
- 他施設（医療機関および高齢者向け施設等）との連携を強化した
- 自治体との連携を強化した
- 社会福祉協議会との連携を強化した
- その他

問5-1. で③と回答された病院（体制の見直しをされた病院）における具体的な見直しの内容としては、「独自のガイドライン、マニュアル、手順書を作成した」が55.4%と最も高い割合を占め、次いで「自治体との連携を強化した」24.8%、「事例に対するカンファレンスを充実させた」22.8%であった。

< 5-2. で①と回答された方：身元保証人等を求めなくなった機関 >

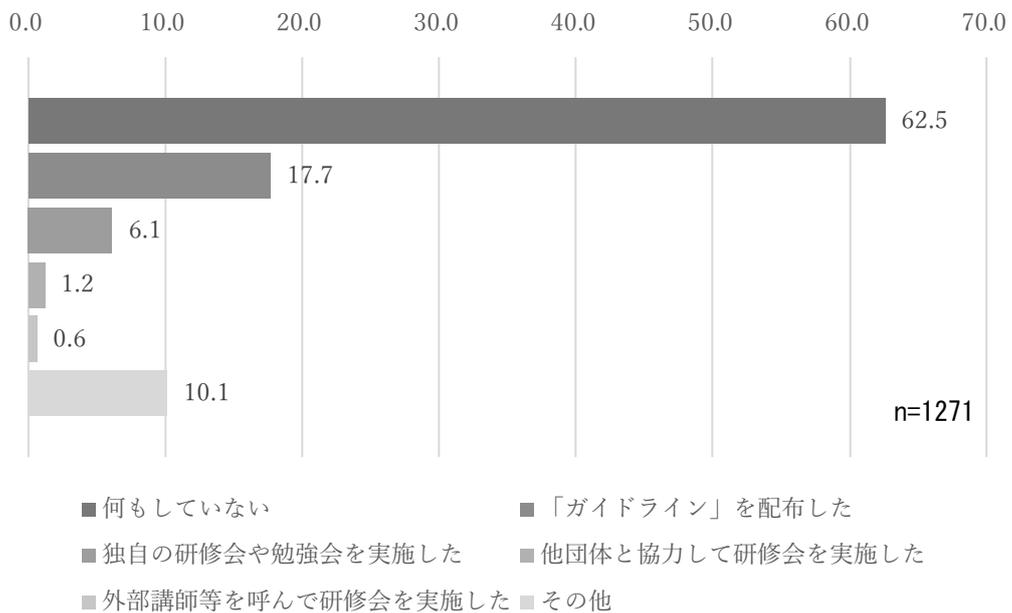
5-3. 身元保証人等を求めなくなった機関は、身寄りがない人の入院や医療の決定について、具体的にどのような見直しをされましたか（複数回答可）



- 身元保証人等が得られなくても入院ができるようになった
- 入院や治療に関する同意書において身元保証人等のサインを求める書式を変更した
- 入院に関わる費用の支払い方法を変更した
- 「ガイドライン」の支援シートを使用するようになった
- 医療・ケアチームで医療の決定するようになった
- その他

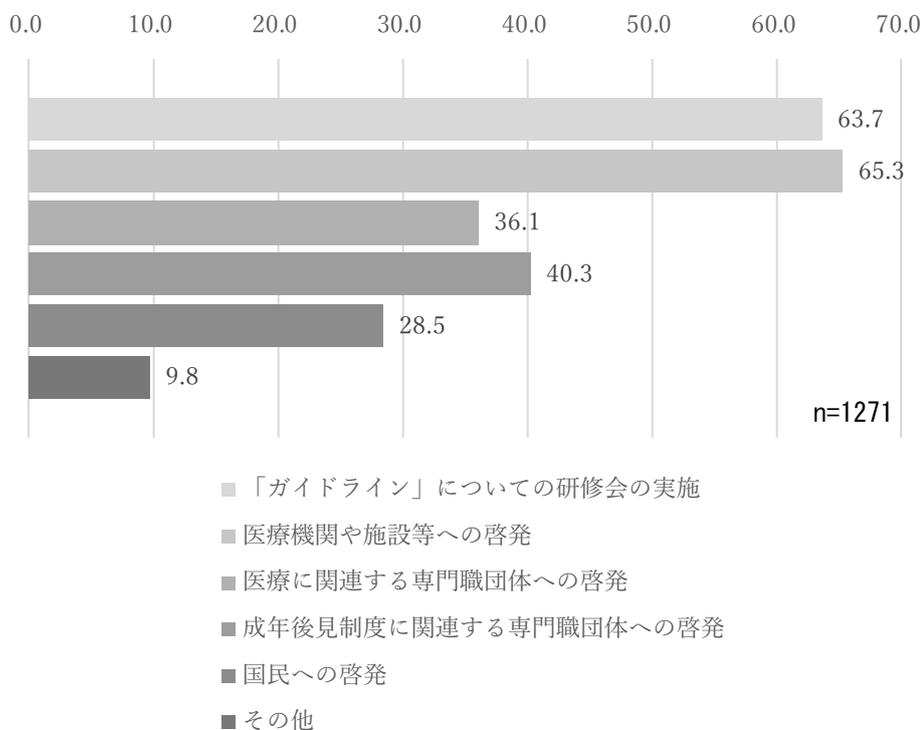
問5-2. で①と回答された病院（身元保証人等を求めなくなった病院）における具体的な見直しの内容として、「身元保証人等が得られなくても入院ができるようになった」が80.0%と最も高い割合を占め、次いで「入院や治療に関する同意書において身元保証人等のサインを求める書式を変更した」40.0%、「医療・ケアチームで医療の決定するようになった」30.0%であった。

6. 「ガイドライン」を周知するために実施したことを教えてください（複数回答可）



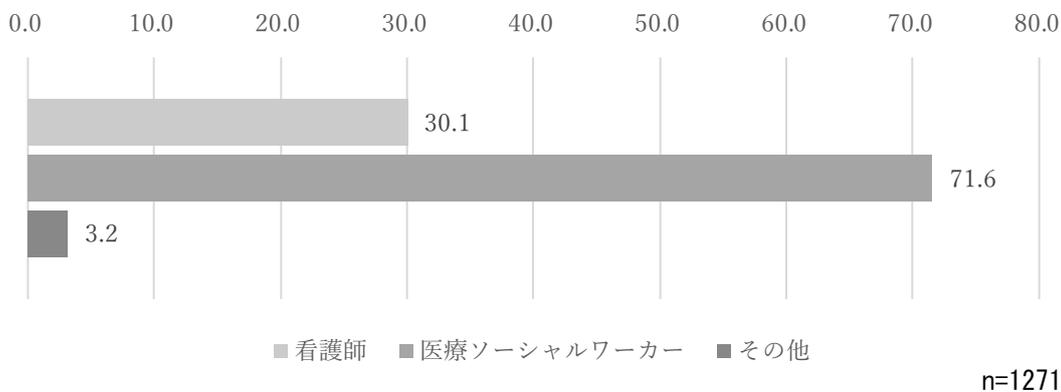
回答のあった病院のうち、「ガイドライン」を周知するために実施したことについて、「何もしていない」と回答した方が62.5%と最も高い割合を占め、次いで「「ガイドライン」を配布した」が17.7%であった。

7. 身寄りがない人へ必要な医療が提供できるようにするために、どのような対応が必要か教えてください（複数回答可）



回答のあった病院において、身寄りがない人へ必要な医療が提供できるようにするために必要な対応として、「医療機関や施設等への啓発」と回答した方が 65.3%と最も高く、次いで「ガイドライン」についての研修会の実施」63.7%、「成年後見制度に関連する専門職団体への啓発」が 40.3%であった。

9. あなたの職種について教えてください（複数回答可）

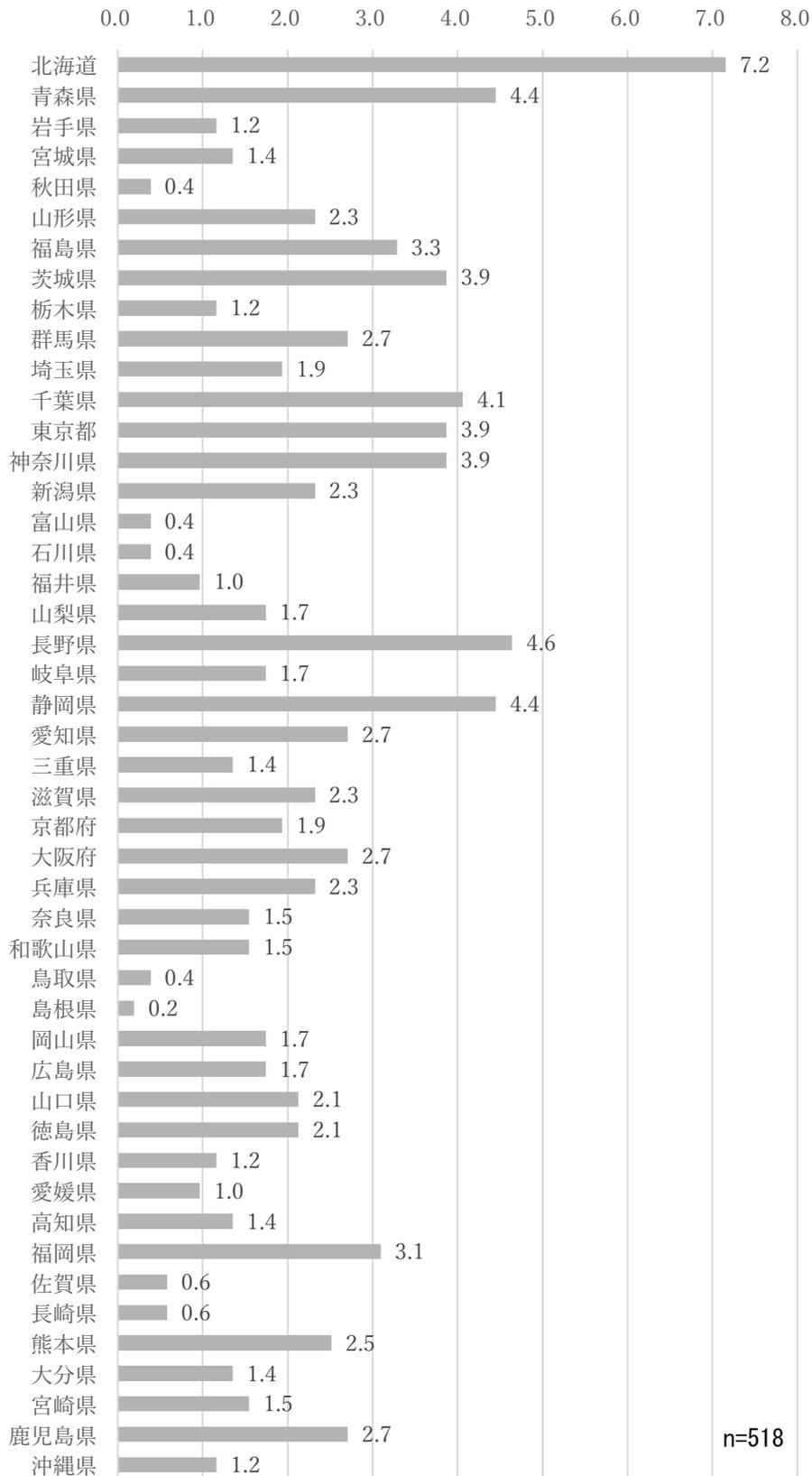


回答してくれた方の職種は、「看護師」が 30.1%、「医療ソーシャルワーカー」が 71.6%であった。

自治体

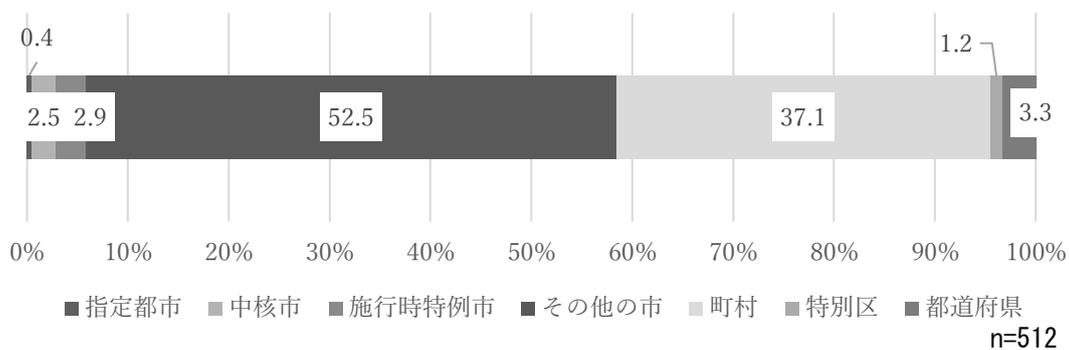
1. 貴自治体についてお伺いします

1-1. 所在地の都道府県と市町村をご記入ください



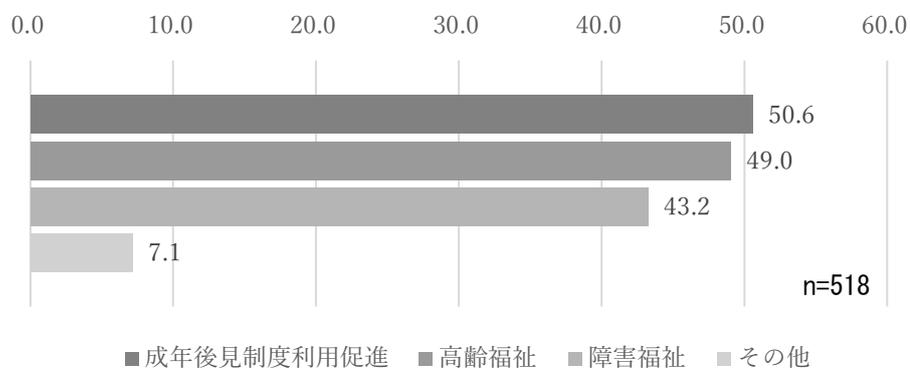
回答のあった自治体の所在地の割合は、「北海道」が7.2%と最も高く、次いで「長野県」4.6%、「青森県」「静岡県」4.4%であった。

1-2. 地方公共団体の区分をお答えください



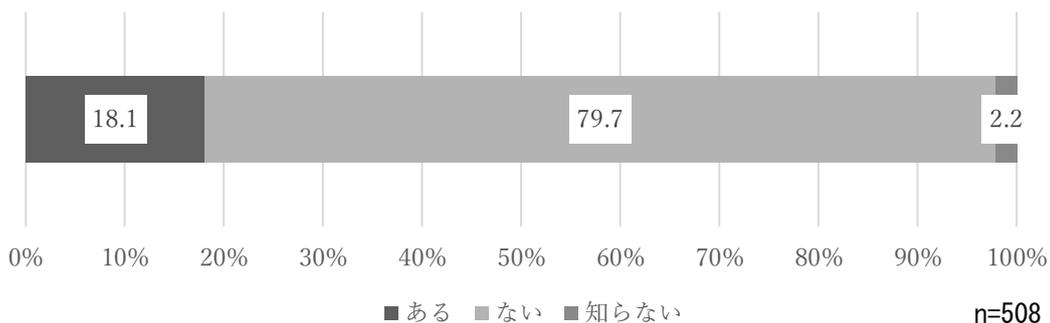
回答のあった自治体の地方公共団体の区分は、「その他の市」が52.5%、次いで「町村」37.1%であった。

1-4. 業務の内容をお答えください（複数回答可）



回答した方の業務の内容は、「成年後見制度利用促進」が50.6%と最も高く、次いで「高齢福祉」49.0%、「障害福祉」43.2%であった。

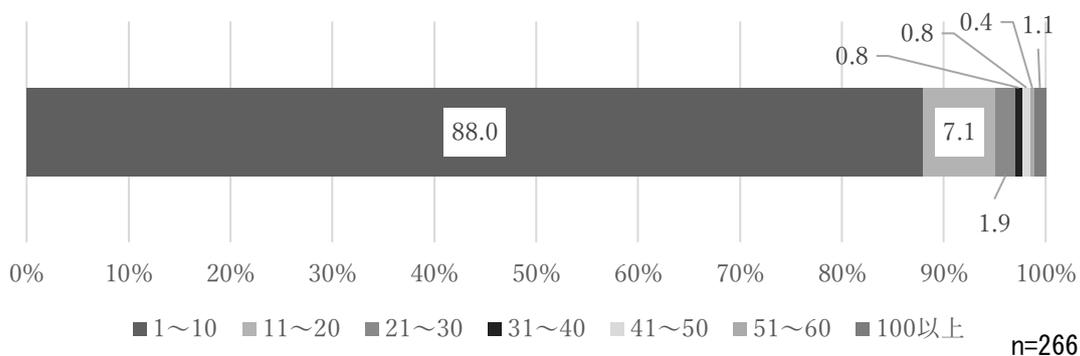
1-5. 貴自治体には成年後見制度利用促進基本計画における中核機関がありますか



回答のあった自治体は、成年後見制度利用促進基本計画における中核機関が「ある」自治体が 18.1%、「ない」自治体が 79.7%であった。

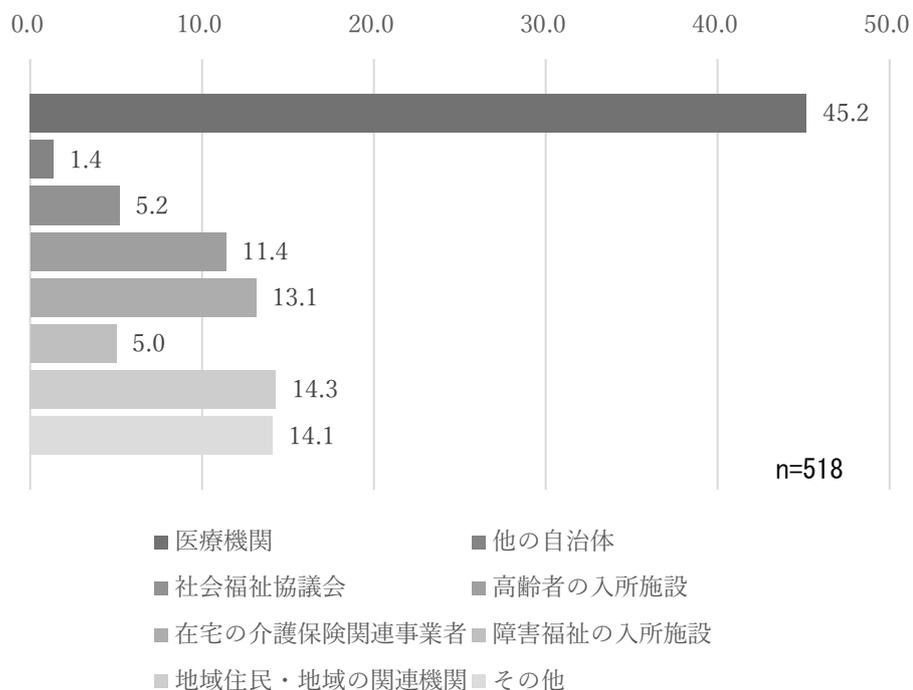
2. 貴自治体での、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談状況をお伺いします

2-1. 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応について相談が 1 年間で何例あったか教えてください



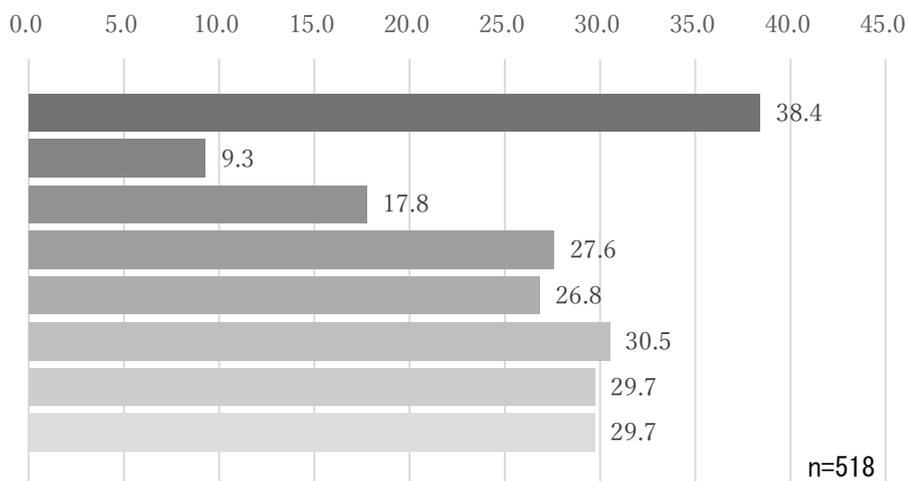
回答のあった自治体では、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談が 1 年間で「1~10」例あったと回答した方が 88.0%と最も高い割合を占め、次いで「11~20」例が 7.1%であった。

2-2. どこから身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談があったか教えてください（複数回答可）



回答のあった自治体において、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談があった機関は、「医療機関」が45.2%と最も高い割合を占め、次いで「地域住民・地域の関係機関」14.3%、「その他」14.1%であった。

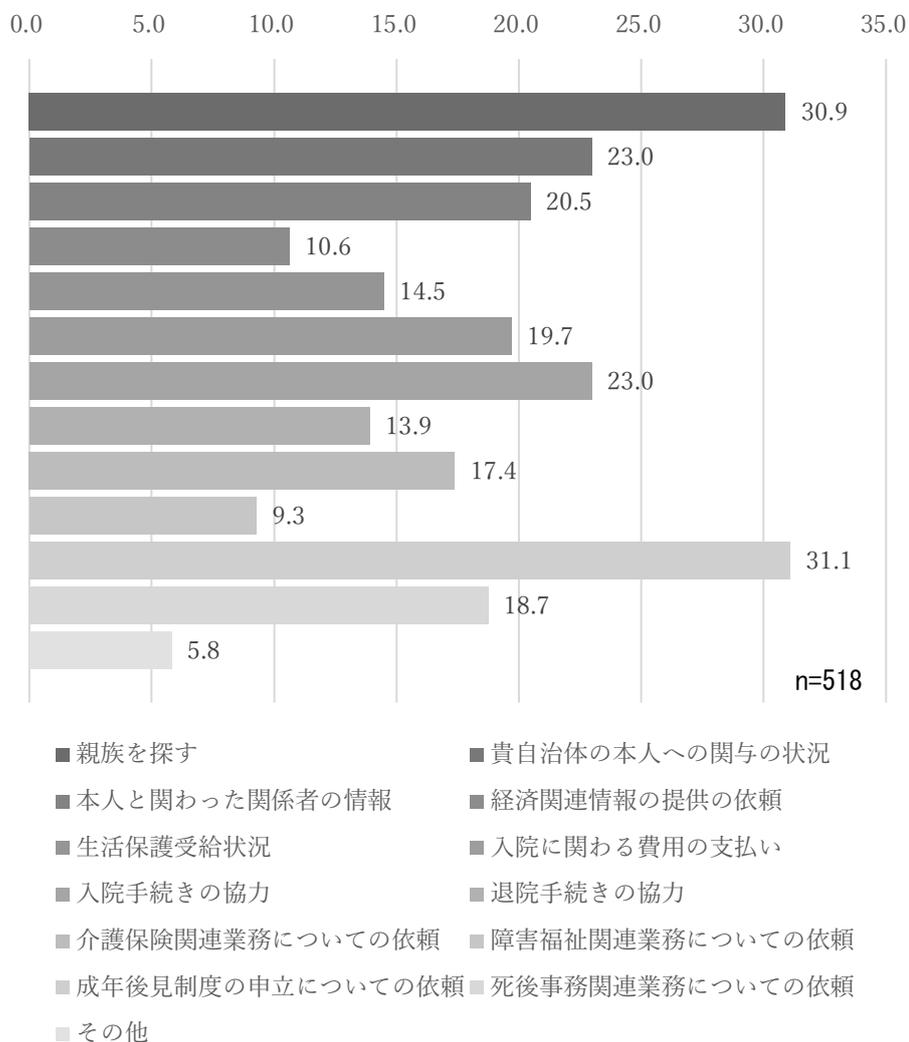
2-3. 身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応についての相談の場面を教えてください（複数回答可）



- 緊急の連絡先に関する事
- 入院計画書に関する事
- 入院中に必要な物品の準備に関する事
- 入院費等に関する事
- 退院支援に関する事
- (死亡時の) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事
- 医療に係る意思決定に関する事
- その他

回答のあった自治体における、身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応についての相談の場面は、「緊急の連絡先に関する事」が 38.4%と最も高い割合を占め、次いで「(死亡時の) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事」30.5%、「医療に係る意思決定に関する事」「その他」29.7%であった。

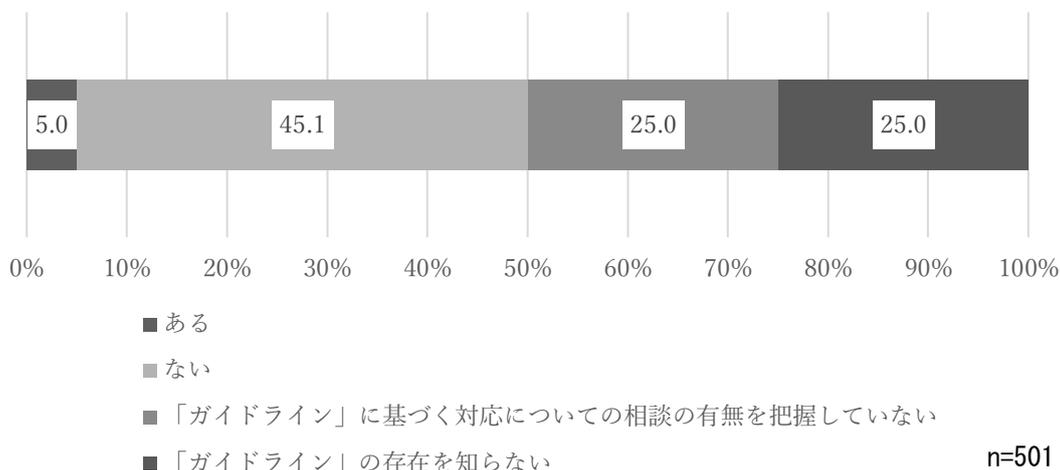
2-4. 身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応についての相談の具体的内容について教えてください（複数回答可）



回答のあった自治体における、身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応についての相談の具体的内容としては、「成年後見制度申立てについての依頼」が 31.1%と最も高い割合を占め、次いで「親族を探す」30.9%、「自治体の本人への関与の状況」「入院手続きの協力」23.0%であった。

3. 貴自治体での「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下：「ガイドライン」）」に基づく対応の相談状況についてお伺いします

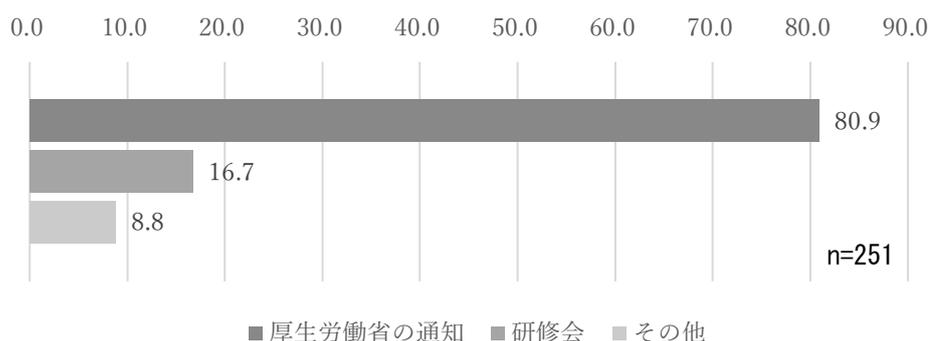
3-1. 「ガイドライン」に基づく対応についての相談を受けたことがありますか



回答のあった自治体において、「ガイドライン」に基づく対応についての相談を受けたことが「ある」と回答した方が 5.0%、「ない」と回答した方が 45.1%と最も高い割合を占めた。「ガイドライン」にも続く対応についての相談の有無を把握していない」「ガイドライン」の存在を知らない」がそれぞれ 25.0%を占めていた。

< 3-1. で①または②と回答した方 >

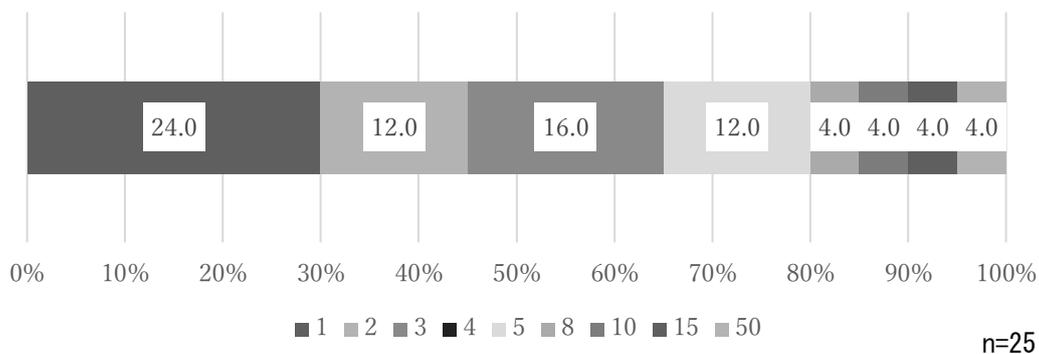
3-2. どこで「ガイドライン」を知りましたか（複数回答可）



問3-1. で①または②と回答した方のうち、「厚生労働省の通知」で「ガイドライン」を知った方が 80.5%、「研修会」で「ガイドライン」を知った方が 16.7%であった。

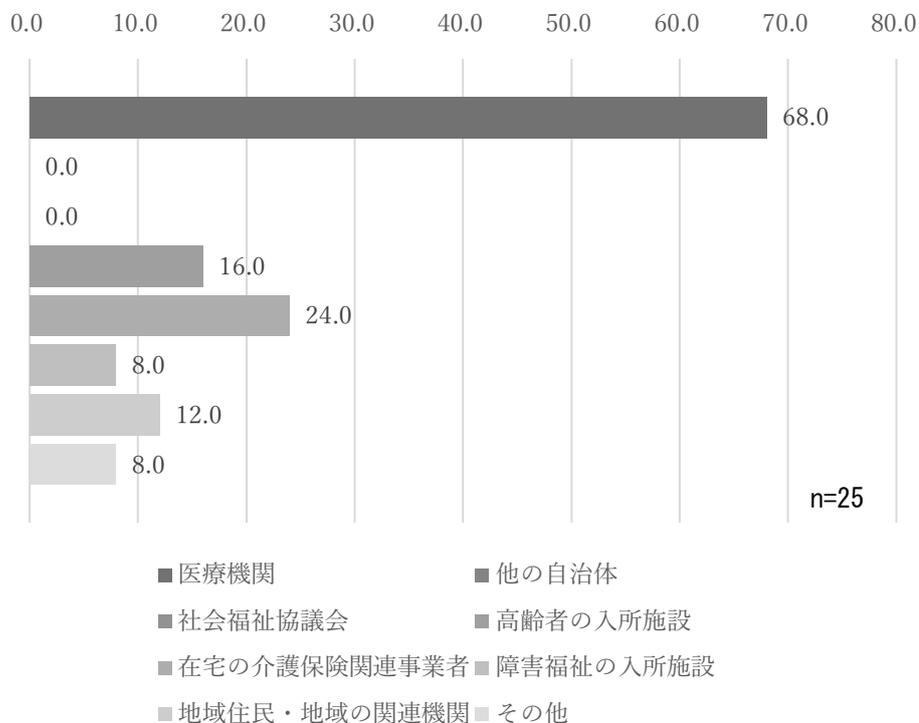
< 3-1. で①と回答した方：「ガイドライン」に基づいた対応についての相談を受けたことがある方 >

3-3. 「ガイドライン」に基づいた対応についての相談が1年間で何例あったか教えてください



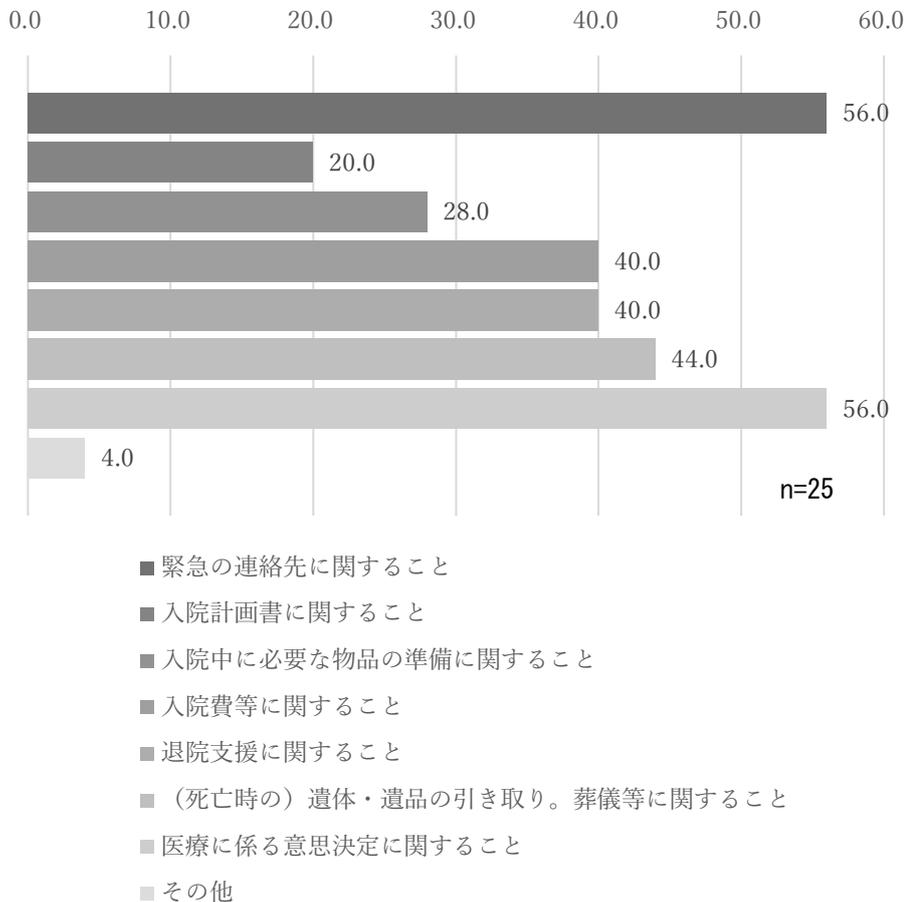
問3-1で①と回答した方（「ガイドライン」に基づいた対応についての相談を受けたことがある方）のうち、「ガイドライン」に基づいた対応が1年間で「1」例あったと回答した方が24.0%と最も高い割合を占め、次いで「3」例が16.0%であった。

3-4. どこから「ガイドライン」に基づいた対応についての相談があったか教えてください（複数回答可）



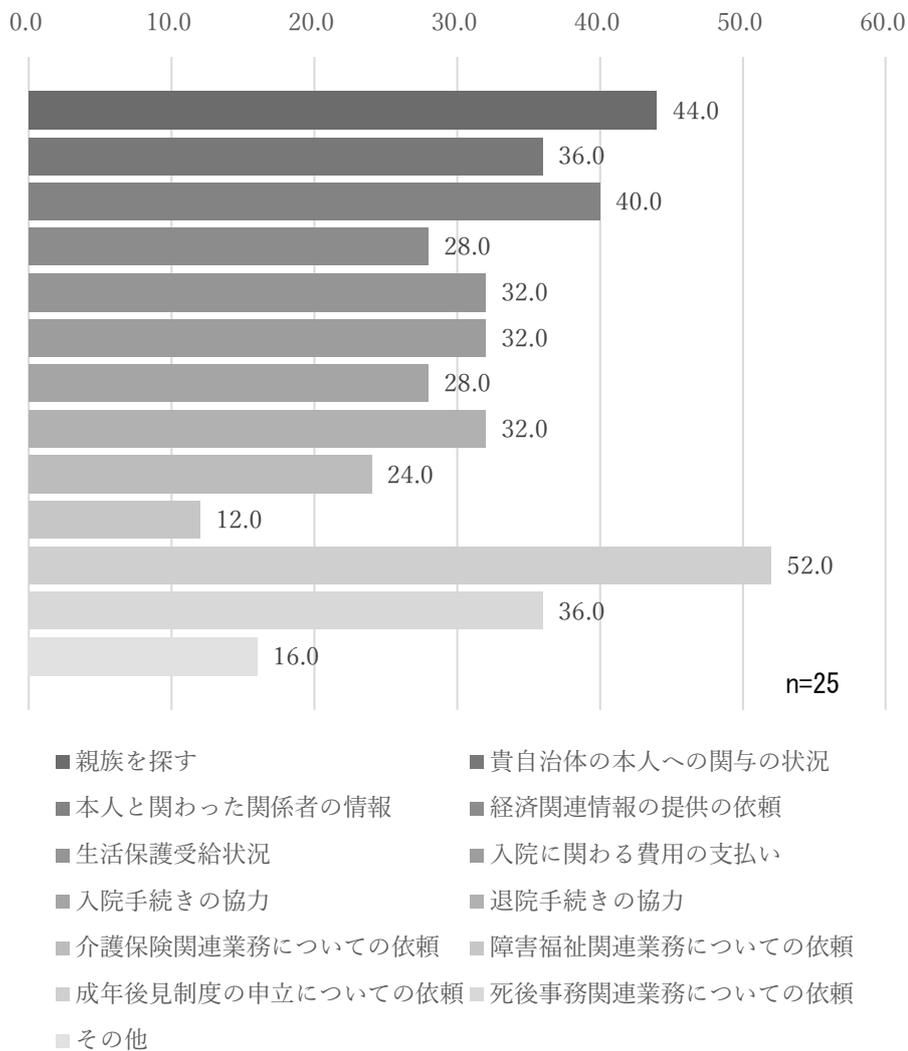
問3-1で①と回答した方（「ガイドライン」に基づいた対応についての相談を受けたことがある方）のうち、「医療機関」からの相談が68.0%と最も高い割合を占め、次いで「在宅の介護保険関連事業者」24.0%であった。

3-5. 「ガイドライン」に基づいた対応についての相談の場面を教えてください
(複数回答可)



問3-1で①と回答した方（「ガイドライン」に基づいた対応についての相談を受けたことがある方）における、「ガイドライン」に基づいた対応についての相談の場面としては、「緊急の連絡先に関すること」と「医療に係る意思決定に関すること」が56.0%と最も高い割合を占め、次いで「葬儀に関すること」44.0%であった。

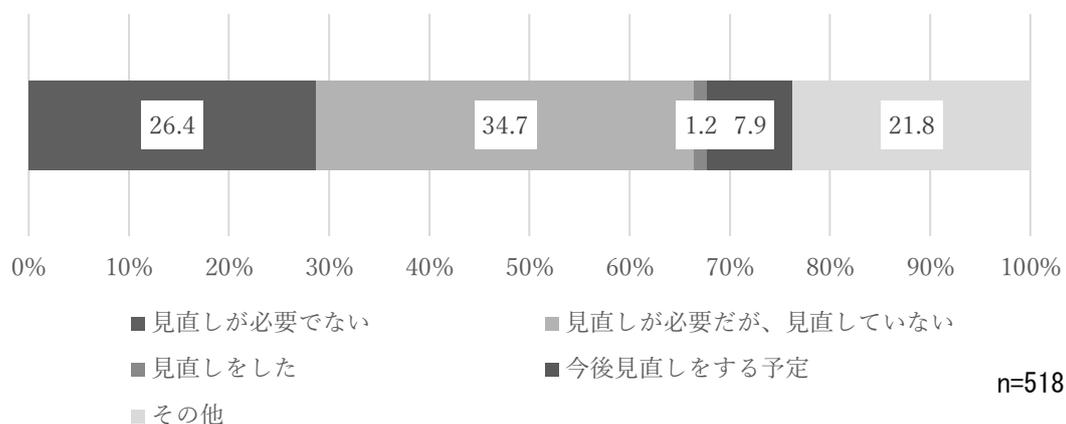
3-6. 「ガイドライン」に基づいた対応についての相談の具体的内容について教えてください（複数回答可）



問3-1で①と回答した方（「ガイドライン」に基づいた対応についての相談を受けたことがある方）における、「ガイドライン」に基づいた対応についての相談の具体的内容としては、「成年後見制度の申立てについての依頼」が52.0%と最も高い割合を占め、次いで「親族を探す」44.0%、「本人と関わった関係者の情報」40.0%であった。

5. 貴自治体での、身寄りがない人へ必要な医療が提供できる体制の見直しについて伺います

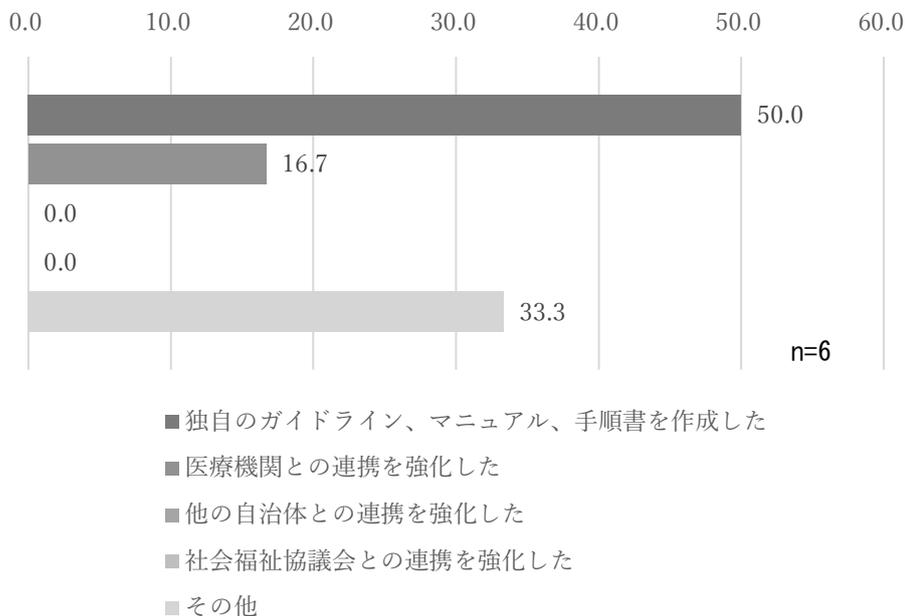
5-1. 貴自治体では、身寄りがない人へ必要な医療が提供できる体制について見直しをされましたか



回答のあった自治体のうち、身寄りがない人へ必要な医療が提供できる体制について「見直しが必要だか、見直してない」と回答した方が 34.7%と最も高い割合を占め、次いで「見直しが必要でない」26.4%であった。

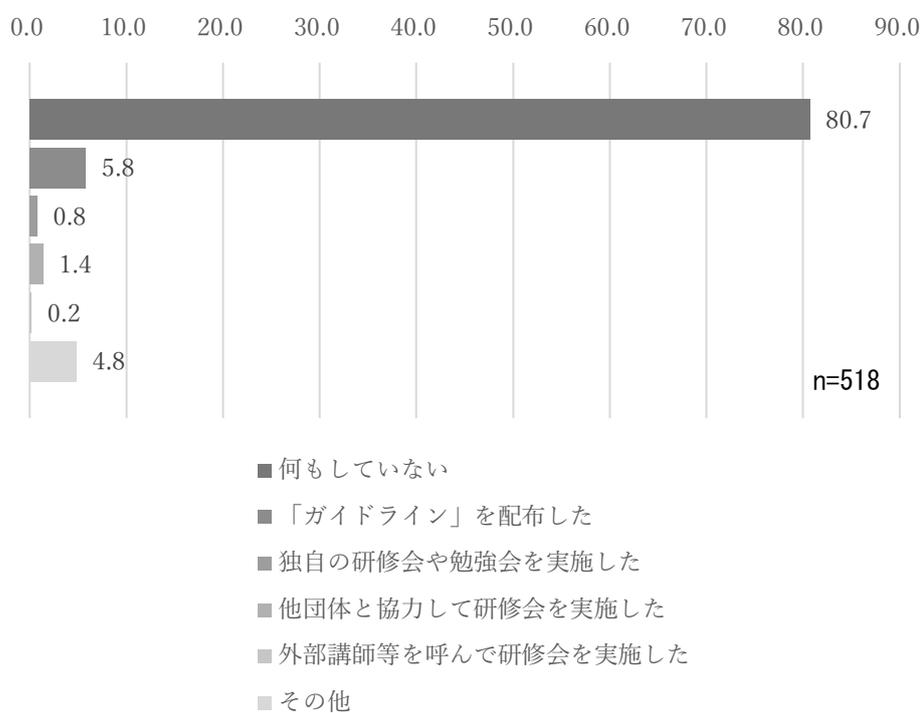
< 5-1. で③と回答された方：体制の見直しをされた自治体 >

5-2. 体制の見直しをされた自治体は、具体的にどのような見直しをされましたか
(複数回答可)



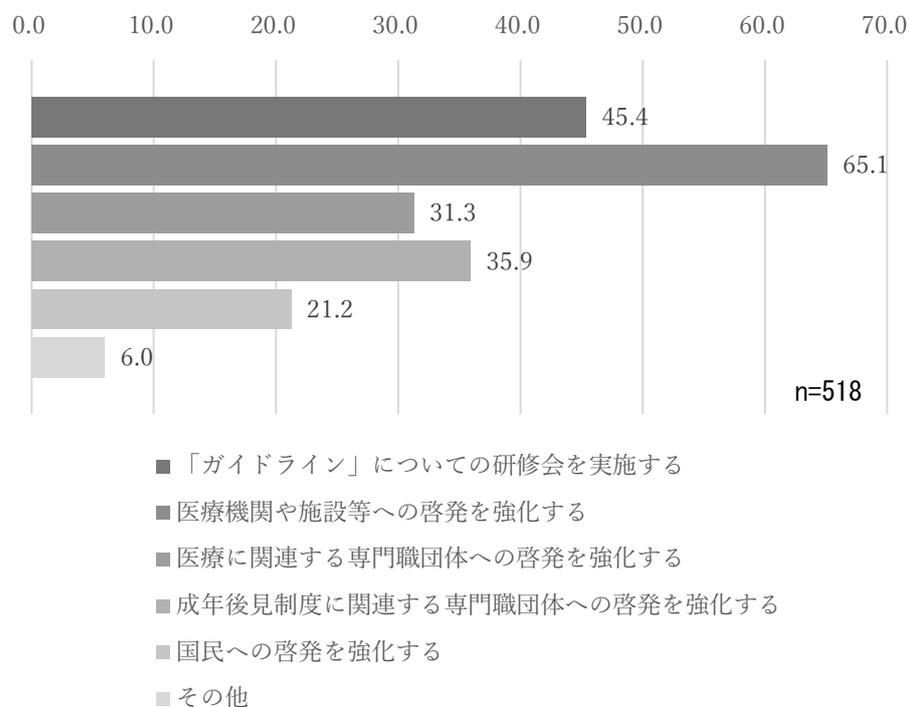
問5-1. で③と回答された自治体（体制の見直しをされた自治体）における具体的な見直しの内容としては、「独自のガイドライン、マニュアル、手順書を作成した」が50.0%と最も高い割合を占め、次いで「その他」が33.3%であった。

6. 「ガイドライン」を周知するために実施したことを教えてください（複数回答可）



回答のあった自治体のうち、「ガイドライン」を周知するために実施したことについて、「何もししていない」と回答した方が80.7%と最も高い割合を占め、次いで「「ガイドライン」を配布した」が5.8%であった。

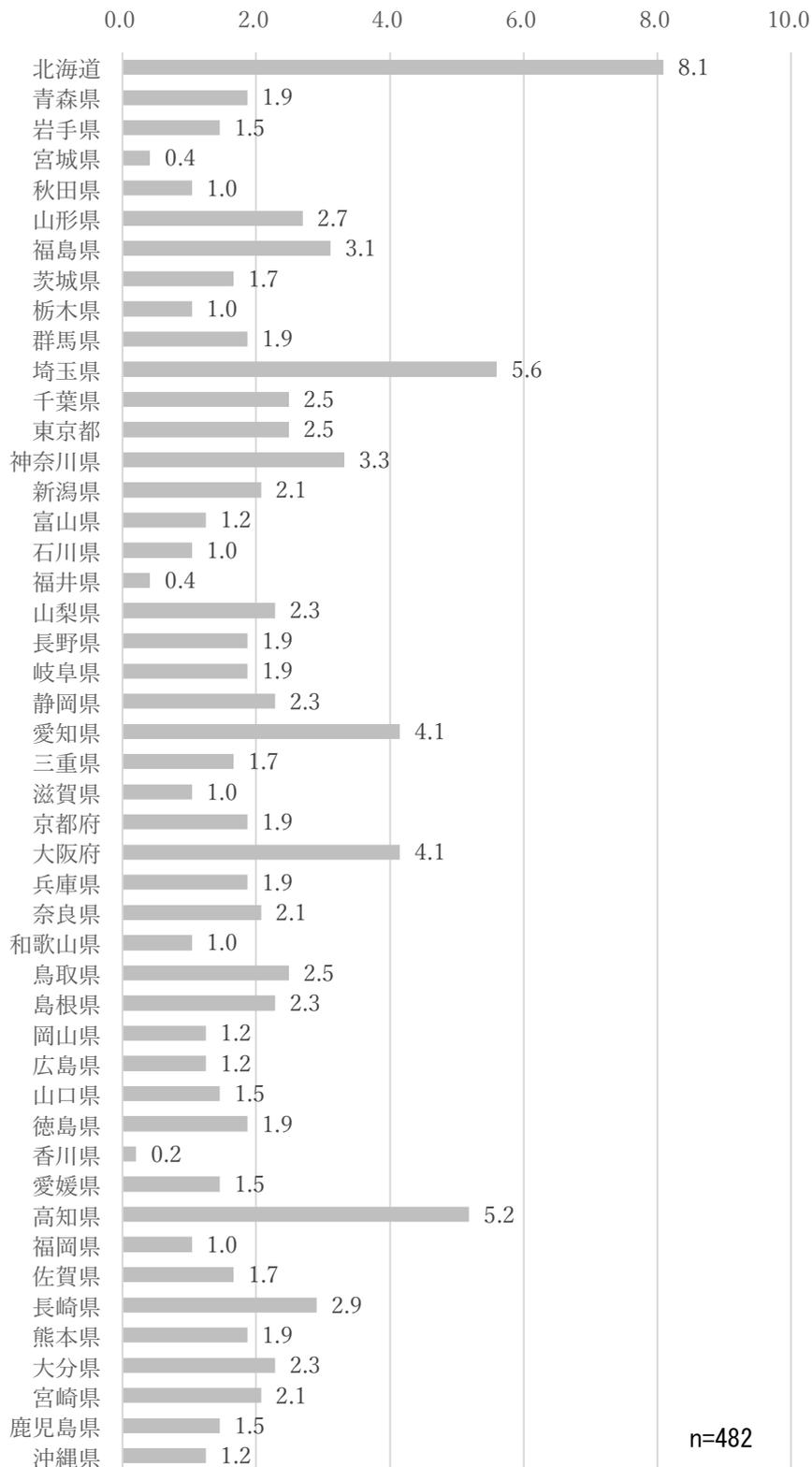
7. 身寄りがない人へ必要な医療が提供できるようにするために、どのような対応が必要か教えてください（複数回答可）



回答のあった自治体において、身寄りがない人へ必要な医療が提供できるようにするために必要な対応として、「医療機関や施設等への啓発を強化する」と回答した方が65.1%と最も高く、次いで「「ガイドライン」についての研修会を実施する」45.4%、「成年後見制度に関連する専門職団体への啓発」が35.9%であった。

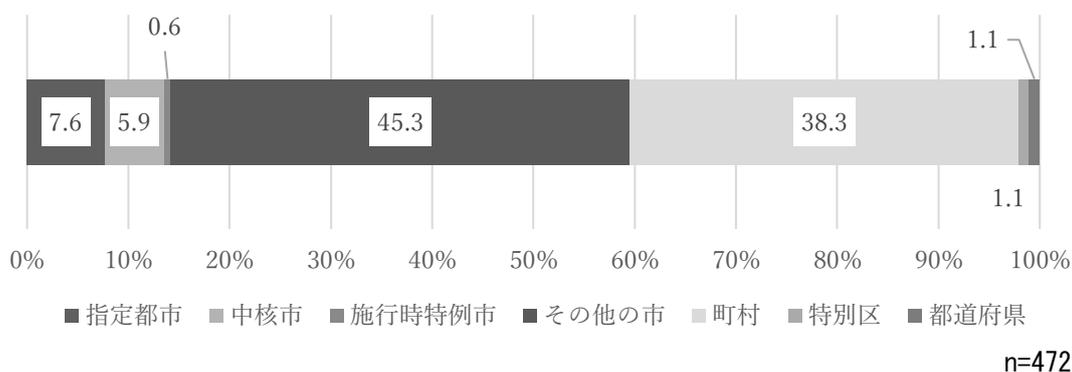
1. 貴会についてお伺いします

1-1. 所在地の都道府県と市町村をご記入ください



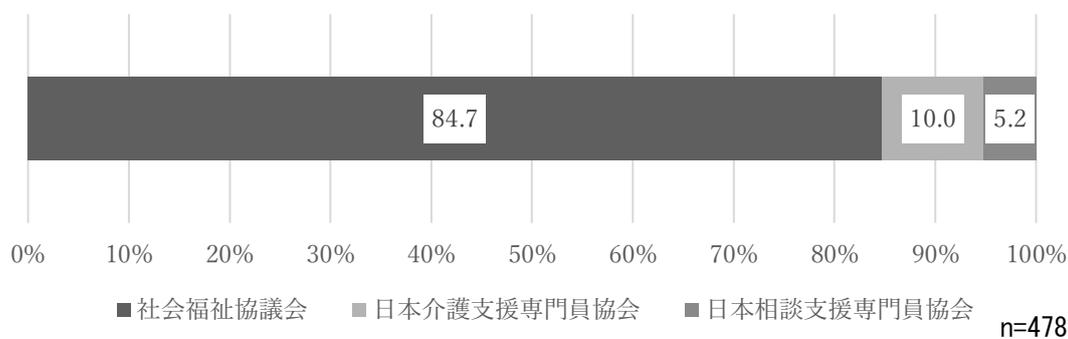
回答のあった会の所在地の割合は、「北海道」が8.1%と最も高く、次いで「埼玉県」5.6%、「高知県」5.2%であった。

1-2. 貴会が所在する自治体の、地方公共団体の区分をお答えください



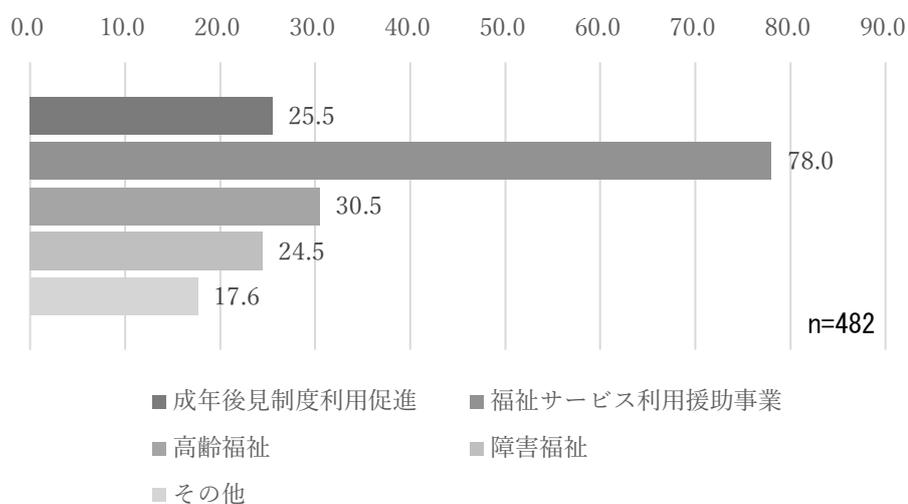
回答のあった会の地方公共団体の区分は、「その他の市」45.3%、次いで「町村」38.3%であった。

1-3. あなたが所属されている団体をお答えください



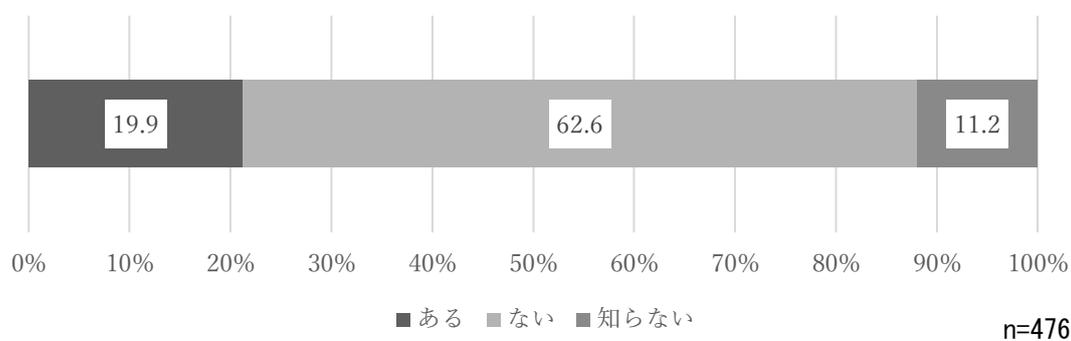
回答のあった方が所属されている団体は、「社会福祉協議会」84.7%、「日本介護支援専門員協会」10.0%、「日本相談支援専門員協会」5.2%であった。

1-4. 業務の内容をお答えください（複数回答可）



回答のあった方の業務の内容は、「福祉サービス利用援助事業」が78.0%と最も高く、次いで「高齡福祉」24.5%、「成年後見制度利用促進」25.5%であった。

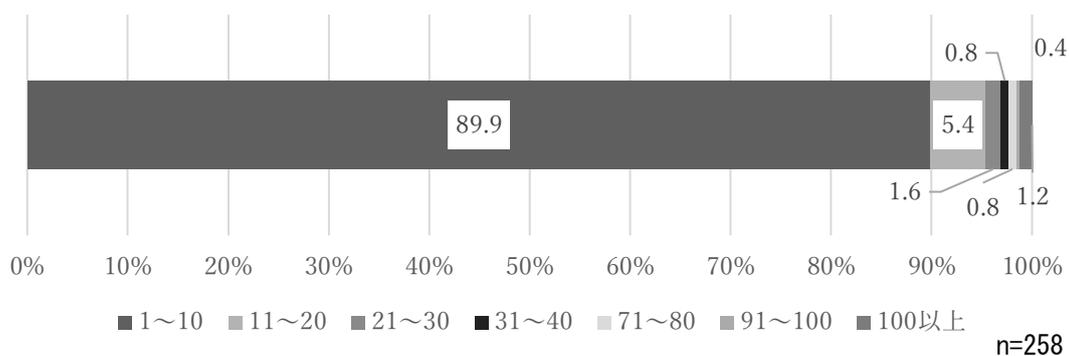
1-5. 貴会が所在する自治体には成年後見制度利用促進基本計画における中核機関がありますか



回答のあった会が所在する自治体は、成年後見制度利用促進基本計画における中核機関が「ある」自治体が19.9%、「ない」自治体が62.6%であった。

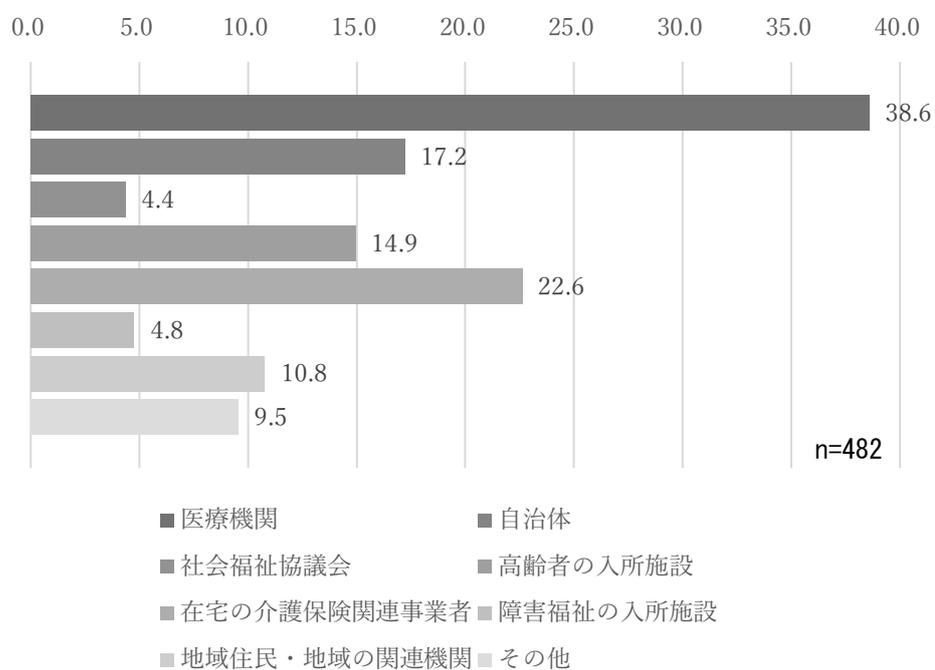
2. 貴会での、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談状況をお伺いします

2-1. 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談が1年間で何例あったか教えてください



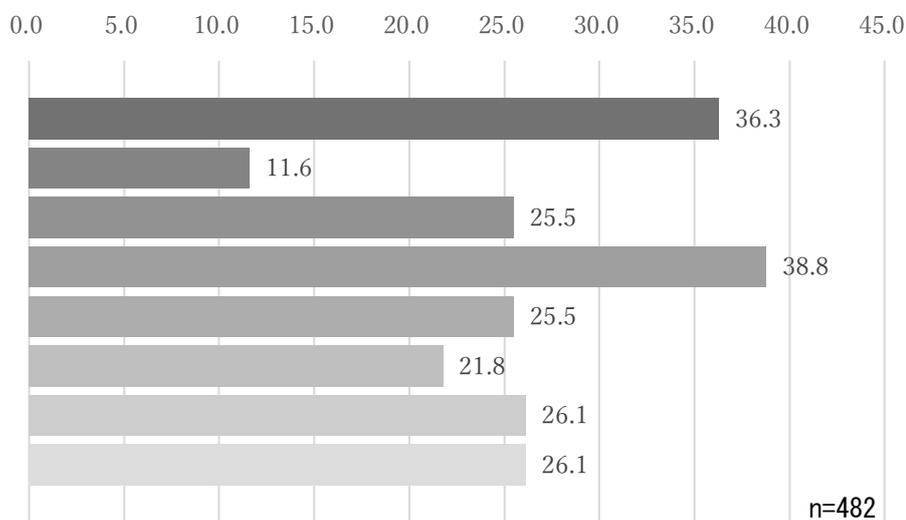
回答のあった会では、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談が1年間で「1~10」例あったと回答した方が89.9%と最も高い割合を占め、次いで「11~20」例が5.4%であった。

2-2. どこから身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談があったか教えてください（複数回答可）



回答のあった会において、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談があった機関は、「医療機関」が 38.6%と最も高い割合を占め、次いで「在宅の介護保険関連事業者」22.6%、「自治体」17.2%であった。

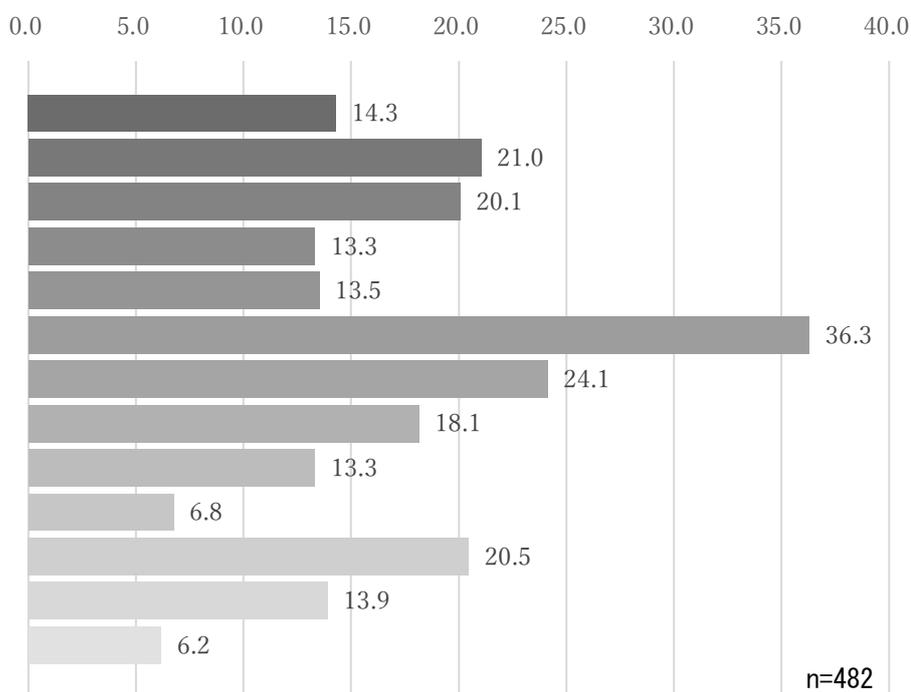
2-3. 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談の場を教えてください（複数回答可）



- 緊急の連絡先に関する事
- 入院計画書に関する事
- 入院中に必要な物品の準備に関する事
- 入院費等に関する事
- 退院支援に関する事
- (死亡時の) 遺体・遺品の引き取り。葬儀等に関する事
- 医療に係る意思決定に関する事
- その他

回答のあった会における、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談の場面は、「入院費等に関する事」が 38.8%と最も高い割合を占め、次いで「緊急の連絡先に関する事」36.3%、「医療に係る意思決定に関する事」「その他」26.1%であった。

2-4. 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談の具体的内容について教えてください（複数回答可）

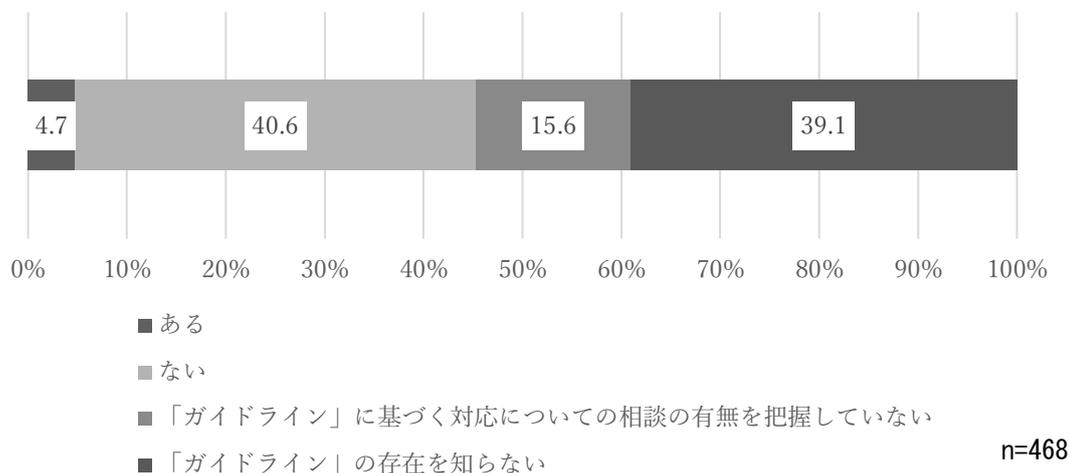


- 親族を探す
- 本人と関わった関係者の情報
- 生活保護受給状況
- 入院手続きの協力
- 介護保険関連業務についての依頼
- 成年後見制度の申立についての依頼
- その他
- 貴会の本人への関与の状況
- 経済関連情報の提供の依頼
- 入院に係る費用の支払い
- 退院手続きの協力
- 障害福祉関連業務についての依頼
- 死後事務関連業務についての依頼

回答のあった会における、身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談の具体的内容としては、「入院に係る費用の支払い」が 36.3%と最も高い割合を占め、次いで「入院手続きの協力」 24.1%、「会の本人への関与の状況」 21.0%であった。

3. 貴会での「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下：「ガイドライン」）」に基づく対応の相談状況についてお伺いします

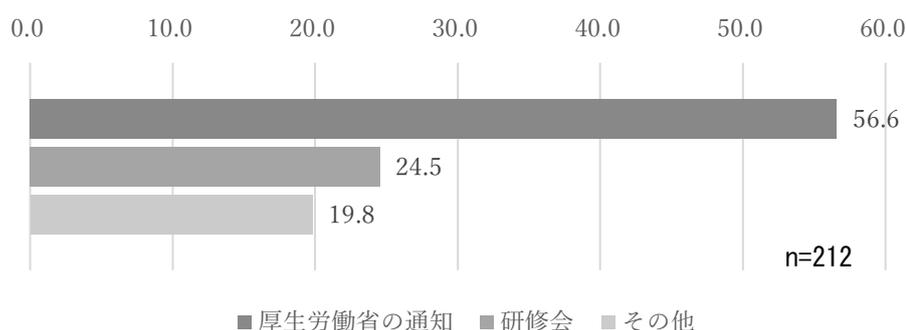
3-1. 「ガイドライン」に基づく対応についての相談を受けたことがありますか



回答のあった会において、「ガイドライン」に基づく対応についての相談を受けたことが「ある」と回答した方が 4.7%、「ない」と回答した方が 40.6%と最も高い割合を占めた。「ガイドライン」にも続く対応についての相談の有無を把握していない 15.6% 「ガイドライン」の存在を知らない が 39.1%を占めていた。

< 3-1. で①または②と回答した方 >

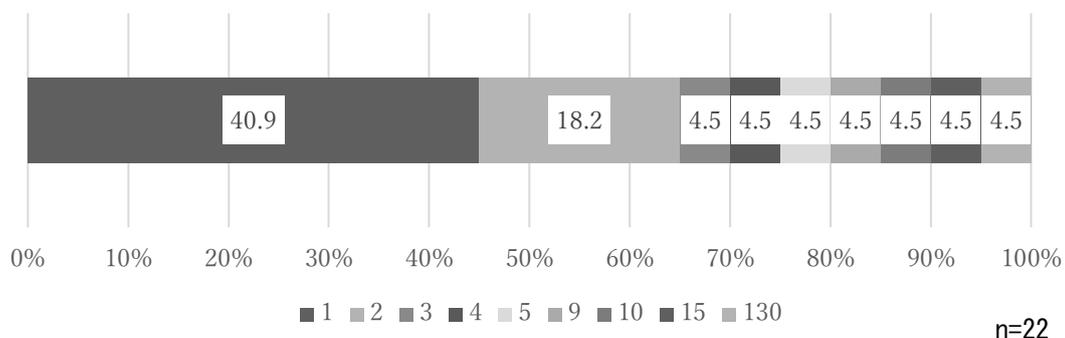
3-2. どこで「ガイドライン」を知りましたか（複数回答可）



問 3-1. で①または②と回答した方のうち、「厚生労働省の通知」で「ガイドライン」を知った方が 56.6%、「研修会」で「ガイドライン」を知った方が 24.5%であった。

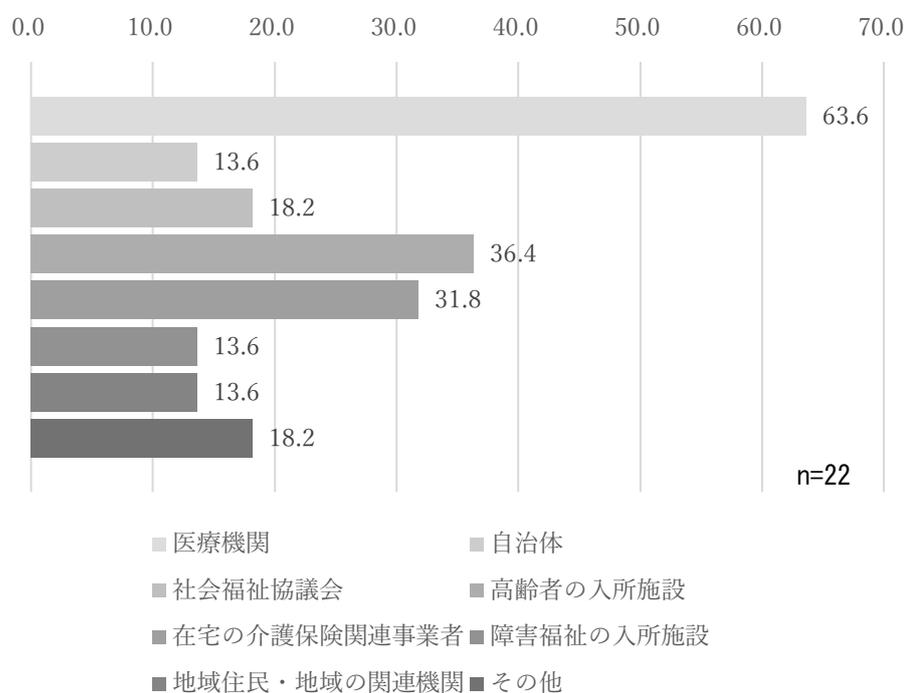
< 3-1. で①と回答した方：「ガイドライン」に基づいた対応についての相談を受けたことがある方>

3-3. 「ガイドライン」に基づいた対応についての相談が1年間で何例あったか教えてください



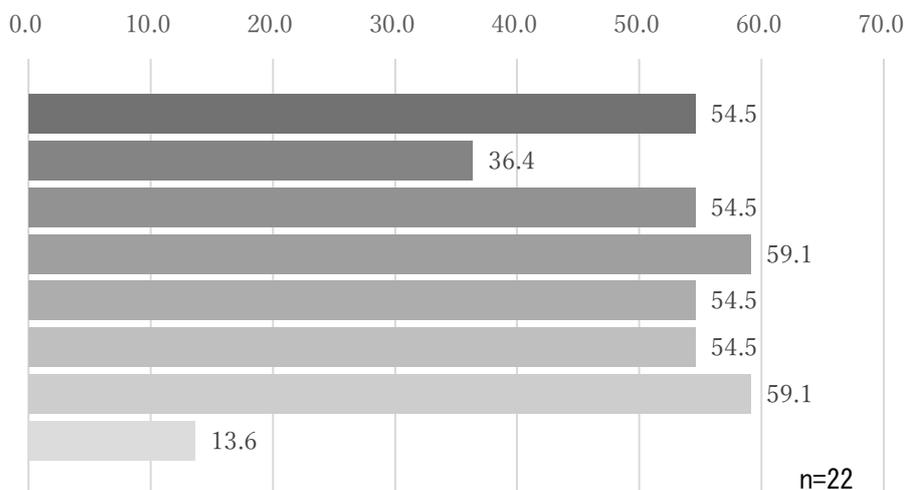
問3-1で①と回答した方（「ガイドライン」に基づいた対応についての相談を受けたことがある方）のうち、「ガイドライン」に基づいた対応が1年間で「1」例あったと回答した方が40.9%と最も高い割合を占め、次いで「2」例が18.2%であった。

3-4. どこから「ガイドライン」に基づいた対応についての相談があったか教えてください（複数回答可）



問3-1で①と回答した方（「ガイドライン」に基づいた対応についての相談を受けたことがある方）のうち、「医療機関」からの相談が63.6%と最も高い割合を占め、次いで「高齢者の入所施設」36.4%であった。

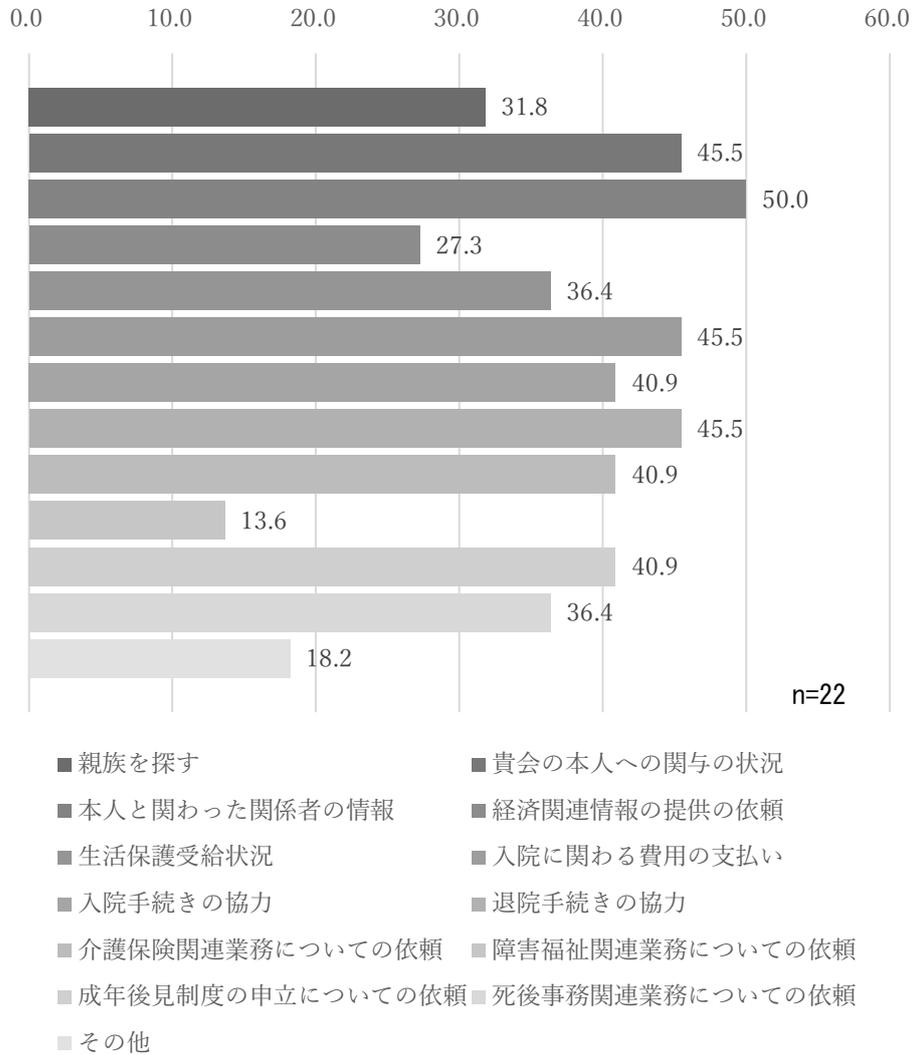
3-5. 「ガイドライン」に基づいた対応についての相談の場面を教えてください
(複数回答可)



- 緊急の連絡先に関する事
- 入院計画書に関する事
- 入院中に必要な物品の準備に関する事
- 入院費等に関する事
- 退院支援に関する事
- (死亡時の) 遺体・遺品の引き取り。葬儀等に関する事
- 医療に係る意思決定に関する事
- その他

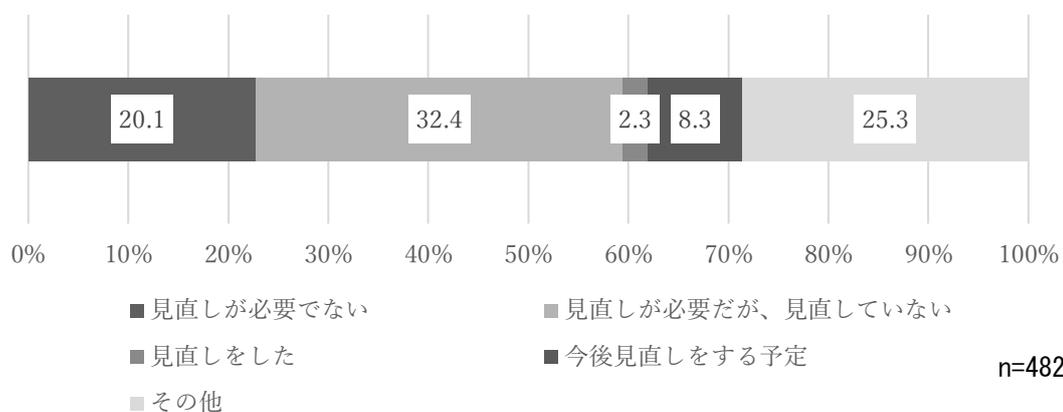
問3-1で①と回答した方(「ガイドライン」に基づいた対応についての相談を受けたことがある方)における、「ガイドライン」に基づいた対応についての相談の場面としては、「入院費等に関する事」と「医療に係る意思決定に関する事」が59.1%と最も高い割合を占めていた。

3-6. 「ガイドライン」に基づいた対応についての相談の具体的内容について教えてください（複数回答可）



問3-1で①と回答した方（「ガイドライン」に基づいた対応についての相談を受けたことがある方）における、「ガイドライン」に基づいた対応についての相談の具体的内容としては、「本人と関わった関係者の情報」が50.0%と最も高い割合を占め、次いで「会の本人への関与の状況」「入院に係る費用の支払い」「退院手続きの協力」45.5%であった。

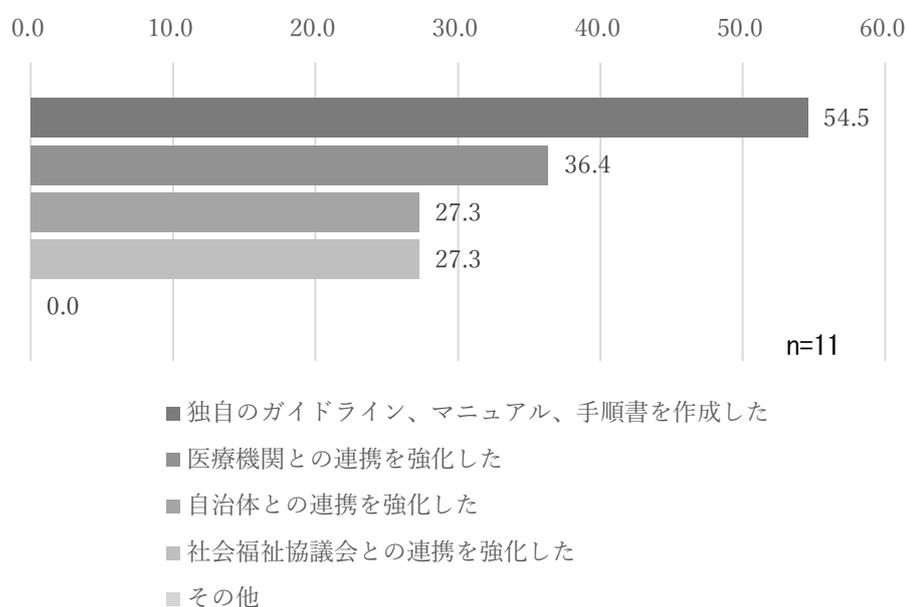
5. 貴会での、身寄りがない人へ必要な医療が提供できる体制の見直しについて伺います
 5-1. 貴会では、身寄りがない人へ必要な医療が提供できる体制について見直しをされましたか



回答のあった会のうち、身寄りがない人へ必要な医療が提供できる体制について「見直しが必要だが、見直していない」と回答した方が 32.4%と最も高い割合を占め、次いで「その他」25.3%であった。

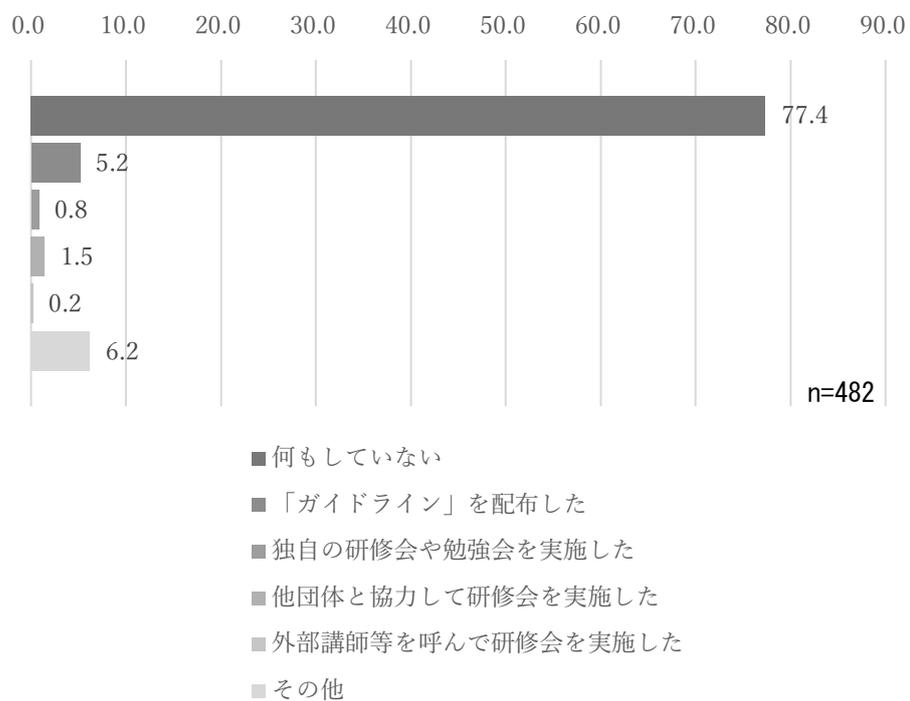
< 5-1. で③と回答された方：体制の見直しをされた団体 >

5-2. 体制の見直しをされた団体は、具体的にどのような見直しをされましたか
(複数回答可)



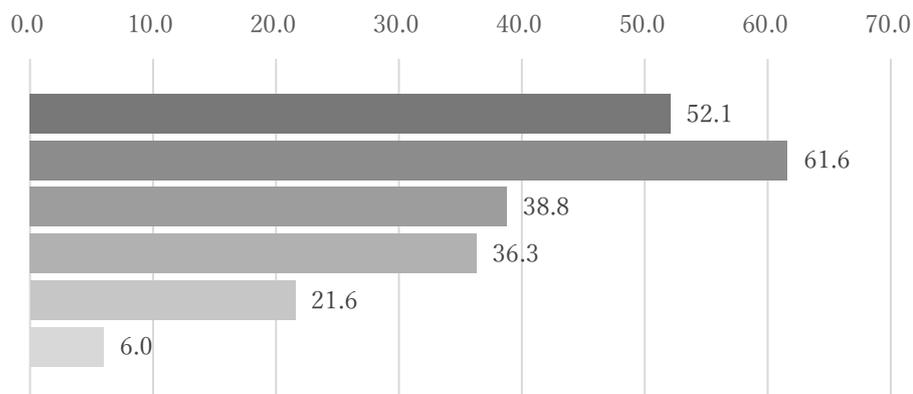
問5-1. で③と回答された会（体制の見直しをされた会）における具体的な見直しの内容としては、「独自のガイドライン、マニュアル、手順書を作成した」が 54.5%と最も高い割合を占め、次いで「医療機関との連携を強化した」が 36.4%であった。

6. 「ガイドライン」を周知するために実施したことを教えてください（複数回答可）



回答のあった自治体のうち、「ガイドライン」を周知するために実施したことについて、「何もしていない」と回答した方が 77.4%と最も高い割合を占め、次いで「「ガイドライン」を配布した」が 5.2%であった。

7. 身寄りがない人へ必要な医療が提供できるようにするために、どのような対応が必要か教えてください（複数回答可）



- 「ガイドライン」についての研修会を実施する
- 医療機関や施設等への啓発を強化する
- 医療に関連する専門職団体への啓発を強化する
- 成年後見制度に関連する専門職団体への啓発を強化する
- 国民への啓発を強化する
- その他

回答のあった会において、身寄りがない人へ必要な医療が提供できるようにするために必要な対応として、「医療機関や施設等への啓発を強化する」と回答した方が61.6%と最も高く、次いで「ガイドライン」についての研修会を実施する」52.1%、「医療に関連する専門職団体への啓発を強化する」が38.8%であった。

医療機関 N=1271 回収率：1271/4000=32.0%
「その他」の記載内容は類似性に基づき集約した

問1 都道府県 n=1266

| | n | % |
|------|----|-----|
| 北海道 | 97 | 7.7 |
| 青森県 | 18 | 1.4 |
| 岩手県 | 16 | 1.3 |
| 宮城県 | 21 | 1.7 |
| 秋田県 | 10 | 0.8 |
| 山形県 | 13 | 1.0 |
| 福島県 | 22 | 1.7 |
| 茨城県 | 21 | 1.7 |
| 栃木県 | 10 | 0.8 |
| 群馬県 | 19 | 1.5 |
| 埼玉県 | 38 | 3.0 |
| 千葉県 | 32 | 2.5 |
| 東京都 | 89 | 7.0 |
| 神奈川県 | 65 | 5.1 |
| 新潟県 | 28 | 2.2 |
| 富山県 | 20 | 1.6 |
| 石川県 | 13 | 1.0 |
| 福井県 | 12 | 0.9 |
| 山梨県 | 15 | 1.2 |
| 長野県 | 22 | 1.7 |
| 岐阜県 | 18 | 1.4 |
| 静岡県 | 28 | 2.2 |
| 愛知県 | 33 | 2.6 |
| 三重県 | 20 | 1.6 |
| 滋賀県 | 10 | 0.8 |
| 京都府 | 26 | 2.1 |
| 大阪府 | 60 | 4.7 |
| 兵庫県 | 55 | 4.3 |
| 奈良県 | 21 | 1.7 |
| 和歌山県 | 10 | 0.8 |
| 鳥取県 | 6 | 0.5 |
| 島根県 | 10 | 0.8 |
| 岡山県 | 30 | 2.4 |
| 広島県 | 36 | 2.8 |
| 山口県 | 18 | 1.4 |
| 徳島県 | 10 | 0.8 |
| 香川県 | 13 | 1.0 |
| 愛媛県 | 20 | 1.6 |
| 高知県 | 22 | 1.7 |
| 福岡県 | 76 | 6.0 |
| 佐賀県 | 16 | 1.3 |
| 長崎県 | 22 | 1.7 |
| 熊本県 | 34 | 2.7 |
| 大分県 | 20 | 1.6 |
| 宮崎県 | 16 | 1.3 |
| 鹿児島県 | 31 | 2.4 |
| 沖縄県 | 24 | 1.9 |

問1-2 医療機関の種類 n=1226

| | n | % |
|-------------------------------------|-----|------|
| 一般病院（療養病床を有しない病院） | 522 | 42.8 |
| 療養病床を有する病院 （回復期リハビリテーション病棟を有する） | 228 | 18.7 |
| 療養病床を有する病院 （回復期リハビリテーション病棟を有しない） | 368 | 30.2 |
| 特定機能病院 | 27 | 2.2 |
| 地域医療支援病院 | 81 | 6.6 |

問1-3 開設主体 n=1270

| | n | % |
|--------|-----|------|
| 国 | 63 | 5.0 |
| 公的医療機関 | 273 | 21.5 |
| 社会保険団体 | 18 | 1.4 |
| 医療法人 | 747 | 58.8 |
| 公益法人 | 29 | 2.3 |
| 私立学校法人 | 17 | 1.3 |
| 社会福祉法人 | 41 | 3.2 |
| 株式会社 | 5 | 0.4 |
| その他法人 | 63 | 5.0 |
| 個人 | 14 | 1.1 |

問1-4 病床数 n=1296

| | n | % |
|------------|-----|------|
| 20～50床未満 | 114 | 9.0 |
| 50～100床未満 | 299 | 23.6 |
| 100～200床未満 | 463 | 36.5 |
| 200～400床未満 | 250 | 19.7 |
| 400床以上 | 143 | 11.3 |

問1-5 貴院には、医療ソーシャルワーカーが所属していますかn=1273

| | n | % |
|---------|------|------|
| 所属している | 1118 | 87.8 |
| 所属していない | 154 | 12.1 |
| 知らない | 1 | 0.1 |

問2 貴院でも身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応について

問2-1 身寄りがいない人の入院が1年間で何例あったか n=958

| | n | % |
|--------|-----|------|
| 1~10 | 710 | 74.1 |
| 11~20 | 132 | 13.8 |
| 21~30 | 35 | 3.7 |
| 31~40 | 25 | 2.6 |
| 41~50 | 20 | 2.1 |
| 51~100 | 22 | 2.3 |
| 100以上 | 14 | 1.5 |

問2-2 身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応の中で、対応が困難だった場面（複数回答）N=1271

| | n | % |
|---------------------------|-----|------|
| 緊急の連絡先に関する事 | 935 | 73.6 |
| 入院計画書に関する事 | 336 | 26.4 |
| 入院中に必要な物品の準備に関する事 | 714 | 56.2 |
| 入院費等に関する事 | 759 | 59.7 |
| 退院支援に関する事 | 791 | 62.2 |
| （死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事 | 709 | 55.8 |
| 医療に係る意思決定に関する事 | 852 | 67.0 |
| その他 | 91 | 7.2 |

問2-2 その他
 転院・転居の際の身元保証
 自宅へ必要物品を取りに行く
 財産処分（家、車、ペット等）
 入院中の金銭管理
 嗜好品の購入（ゲーム、本、おやつ等）
 公共料金の支払い
 家賃の支払い
 他科や他医療機関への受診の付き添い
 ACP
 入院前の情報収集
 介護保険・介護サービスの申請手続き
 精神的な援助

問2-3 身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応の中で、対応が困難だった場面で相談した団体等（複数回答）N=1271

| | n | % |
|--------------|-----|------|
| 他の医療機関 | 363 | 28.6 |
| 自治体 | 916 | 72.1 |
| 社会福祉協議会 | 455 | 35.8 |
| 高齢者の入所施設 | 444 | 34.9 |
| 在宅の介護保険関連事業者 | 624 | 49.1 |
| 障害福祉の入所施設 | 122 | 9.6 |
| その他 | 298 | 23.4 |

問2-3 その他
 身元保証団体
 ボランティア団体
 成年後見センターリーガルサポート
 金融機関
 警察
 葬儀会社

問2-4 身寄りがいない人の医療に係る意思決定が求められる場面で本人の意思が確認できない場合の医療の決定プロセス（複数回答）N=1271

| | n | % |
|------------------------------|-----|------|
| マニュアルやガイドラインに沿って決定する | 385 | 30.3 |
| 医療・ケアチーム（複数の専門家から成るチーム）で決定する | 580 | 45.6 |
| カンファレンスに諮る | 538 | 42.3 |
| 倫理委員会に諮る | 228 | 17.9 |
| 主治医が決定する | 523 | 41.1 |
| 担当看護師が決定する | 26 | 2.0 |
| 医療ソーシャルワーカーが決定する | 70 | 5.5 |
| 患者の知人友人が決定する | 249 | 19.6 |
| その他 | 161 | 12.7 |

問2-4 その他
 院長が決定する
 成年後見人等と相談する
 自治体と相談する（生活保護担当者等）
 ケアマネージャーと相談

問3 貴院での「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく対応状況

問3-1 貴院では「ガイドライン」に基づいた対応をしたことがありますか n=1248

| | n | % |
|------------------|-----|------|
| 対応したことがある | 268 | 21.5 |
| 対応したことがない | 600 | 48.1 |
| 「ガイドライン」の存在を知らない | 380 | 30.4 |

【問3-1で①または②と回答した方】

問3-2 どこでガイドラインを知りましたか（複数回答）n=868

| | n | % |
|----------|-----|------|
| 厚生労働省の通知 | 525 | 60.5 |
| 研修会 | 298 | 34.3 |
| その他 | 142 | 16.4 |

問3-2 その他
 インターネットで検索
 雑誌の特集
 関係機関からの配布

【問3-1で①と回答した方】 n=268

問3-3 「ガイドライン」に基づいた対応が1年間で何例あったか

| | n | % |
|-------|----|------|
| 1 | 50 | 18.7 |
| 2 | 42 | 15.7 |
| 3 | 28 | 10.4 |
| 4 | 11 | 4.1 |
| 5 | 28 | 10.4 |
| 6 | 8 | 3.0 |
| 7 | 6 | 2.2 |
| 8 | 4 | 1.5 |
| 9 | 0 | 0.0 |
| 10 | 17 | 6.3 |
| 11~20 | 21 | 7.8 |
| 21~30 | 3 | 1.1 |
| 41以上 | 5 | 1.9 |

【問3-1で①と回答した方】

問3-4 「ガイドライン」に基づいて対応した場面（複数回答）n=268

| | n | % |
|---------------------------|-----|------|
| 緊急の連絡先に関する事 | 139 | 51.9 |
| 入院計画書に関する事 | 66 | 24.6 |
| 入院中に必要な物品の準備に関する事 | 81 | 30.2 |
| 入院費等に関する事 | 109 | 40.7 |
| 退院支援に関する事 | 133 | 49.6 |
| （死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事 | 145 | 54.1 |
| 医療に係る意思決定に関する事 | 198 | 73.9 |
| その他 | 9 | 3.4 |

問3-4 その他
 成年後見制度利用支援

【問3-1で①と回答した方】

問3-5 ガイドラインに基づいた対応について相談した団体等（複数回答）n=268

| | n | % |
|--------------|-----|------|
| 他の医療機関 | 81 | 30.2 |
| 自治体 | 201 | 75.0 |
| 社会福祉協議会 | 86 | 32.1 |
| 高齢者の入所施設 | 73 | 27.2 |
| 在宅の介護保険関連事業者 | 110 | 41.0 |
| 障害福祉の入所施設 | 27 | 10.1 |
| その他 | 46 | 17.2 |

問3-5
身元保証団体
金融機関
警察
法テラス
ホームレス支援団体

問5-1 貴院では身寄りがいない人へ必要な医療が提供できる体制について見直しをされましたか（複数回答）N=1271

| | n | % |
|------------------|-----|------|
| 見直しが必要でない | 199 | 15.7 |
| 見直しが必要だが、見直していない | 606 | 47.7 |
| 見直しをした | 101 | 7.9 |
| 今後見直しをする予定 | 209 | 16.4 |
| その他 | 103 | 8.1 |

問5-1 その他
体制がない
見直しが必要か議論や検討をしていない
見直しを検討中
見直し中

【問5-1で③と回答した方】

問5-2 体制の見直しをされた機関は、具体的にどのような見直しをされましたか（複数回答）n=101

| | n | % |
|-------------------------------|----|------|
| 身元保証人等を求めなくなった | 18 | 17.8 |
| 独自のガイドライン、マニュアル、手順書を作成した | 56 | 55.4 |
| 既存の倫理委員会で、この問題を取り上げるようになった | 19 | 18.8 |
| 新たに倫理委員会を作った | 5 | 5.0 |
| 倫理に特化したカンファレンスを実施するようになった | 14 | 13.9 |
| 事例に対するカンファレンスを充実させた | 23 | 22.8 |
| 他施設（医療機関および高齢者向け施設等）との連携を強化した | 16 | 15.8 |
| 自治体との連携を強化した | 25 | 24.8 |
| 社会福祉協議会との連携を強化した | 7 | 6.9 |
| その他 | 8 | 7.9 |

問5-2 その他
地域でプロジェクトを立ち上げた
患者様向け資料の作成
遺品についてのルールを策定

【問5-2で①と回答した方：身元保証人等を求めなくなった機関】

問5-3 身寄りがいない人の入院や医療の決定について、具体的にどのような見直しをされましたか（複数回答）n=20

| | n | % |
|---------------------------------------|----|------|
| 身元保証人等が得られなくても入院ができるようになった | 16 | 80.0 |
| 入院や治療に関する同意書において身元保証人等のサインを求める書式を変更した | 8 | 40.0 |
| 入院に関わる費用の支払い方法を変更した | 3 | 15.0 |
| 「ガイドライン」の支援シートを使用するようになった | 2 | 10.0 |
| 医療・ケアチームで医療の決定するようになった | 6 | 30.0 |
| その他 | 3 | 15.0 |

問5-3 その他
身元保証会社と契約
転院受入までの準備を強化した上で受け入れる

問6 「ガイドライン」を周知するために実施したこと（複数回答）N=1271

| | n | % |
|-------------------|-----|------|
| 何もしていない | 795 | 62.5 |
| 「ガイドライン」を配布した | 225 | 17.7 |
| 独自の研修会や勉強会を実施した | 78 | 6.1 |
| 他団体と協力して研修会を実施した | 15 | 1.2 |
| 外部講師等を呼んで研修会を実施した | 8 | 0.6 |
| その他 | 129 | 10.1 |

問6 その他
院内でガイドラインを共有した

問7 身寄りがいない人へ必要な医療が提供できるようにするために、どのような対応が必要か（複数回答）N=1271

| | n | % |
|----------------------|-----|------|
| 「ガイドライン」についての研修会の実施 | 809 | 63.7 |
| 医療機関や施設等への啓発 | 830 | 65.3 |
| 医療に関連する専門職団体への啓発 | 459 | 36.1 |
| 成年後見制度に関連する専門職団体への啓発 | 512 | 40.3 |
| 国民への啓発 | 362 | 28.5 |
| その他 | 124 | 9.8 |

問7 その他
ACPの普及
自治体への啓発
成年後見制度の改正
（申立てから選任までの時間短縮、後見人の職務の拡大）
金融機関の柔軟な対応
ケアチームの継続的な関わり
家族や保証人に頼らない医療方針の決定の仕組みや、入退院支援の仕組みの構築
自治体や国レベルでの取り組み

問9 職種（複数回答）N=1271

| | n | % |
|-------------|-----|------|
| 看護師 | 382 | 30.1 |
| 医療ソーシャルワーカー | 910 | 71.6 |
| その他 | 41 | 3.2 |

自治体 N=518 (配布枚数) N=270 (自治体数)

回収率 : 518/1500=34.5% (配布枚数) 270/500=54.0% (自治体数) 「その他」の記載内容は類似性に基づき集約した

問1 都道府県 n=518

| | n | % |
|------|----|-----|
| 北海道 | 37 | 7.2 |
| 青森県 | 23 | 4.4 |
| 岩手県 | 6 | 1.2 |
| 宮城県 | 7 | 1.4 |
| 秋田県 | 2 | 0.4 |
| 山形県 | 12 | 2.3 |
| 福島県 | 17 | 3.3 |
| 茨城県 | 20 | 3.9 |
| 栃木県 | 6 | 1.2 |
| 群馬県 | 14 | 2.7 |
| 埼玉県 | 10 | 1.9 |
| 千葉県 | 21 | 4.1 |
| 東京都 | 20 | 3.9 |
| 神奈川県 | 20 | 3.9 |
| 新潟県 | 12 | 2.3 |
| 富山県 | 2 | 0.4 |
| 石川県 | 2 | 0.4 |
| 福井県 | 5 | 1.0 |
| 山梨県 | 9 | 1.7 |
| 長野県 | 24 | 4.6 |
| 岐阜県 | 9 | 1.7 |
| 静岡県 | 23 | 4.4 |
| 愛知県 | 14 | 2.7 |
| 三重県 | 7 | 1.4 |
| 滋賀県 | 12 | 2.3 |
| 京都府 | 10 | 1.9 |
| 大阪府 | 14 | 2.7 |
| 兵庫県 | 12 | 2.3 |
| 奈良県 | 8 | 1.5 |
| 和歌山県 | 8 | 1.5 |
| 鳥取県 | 2 | 0.4 |
| 島根県 | 1 | 0.2 |
| 岡山県 | 9 | 1.7 |
| 広島県 | 9 | 1.7 |
| 山口県 | 11 | 2.1 |
| 徳島県 | 11 | 2.1 |
| 香川県 | 6 | 1.2 |
| 愛媛県 | 5 | 1.0 |
| 高知県 | 7 | 1.4 |
| 福岡県 | 16 | 3.1 |
| 佐賀県 | 3 | 0.6 |
| 長崎県 | 3 | 0.6 |
| 熊本県 | 13 | 2.5 |
| 大分県 | 7 | 1.4 |
| 宮崎県 | 8 | 1.5 |
| 鹿児島県 | 14 | 2.7 |
| 沖縄県 | 6 | 1.2 |

問1-2 地方公共団体の区分 n=512

| | n | % |
|--------|-----|------|
| 指定都市 | 2 | 0.4 |
| 中核市 | 13 | 2.5 |
| 施行時特例市 | 15 | 2.9 |
| その他の市 | 269 | 52.5 |
| 町村 | 190 | 37.1 |
| 特別区 | 6 | 1.2 |
| 都道府県 | 17 | 3.3 |

問1-3 所属部署

福祉課、介護高齢課、健康推進課等

問1-4 業務の内容 (複数回答) N=518

| | n | % |
|------------|-----|------|
| 成年後見制度利用促進 | 262 | 50.6 |
| 高齢福祉 | 254 | 49.0 |
| 障害福祉 | 224 | 43.2 |
| その他 | 37 | 7.1 |

問1-4 その他

生活保護
地域福祉
精神保健

問1-5 貴自治体には成年後見制度利用促進基本計画における中核機関がありますか n=508

| | n | % |
|------|-----|------|
| ある | 92 | 18.1 |
| ない | 405 | 79.7 |
| 知らない | 11 | 2.2 |

問2 貴院でも身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応についての相談状況

問2-1 身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応についての相談が1年間で何例あったか n=266

| | n | % |
|-------|-----|------|
| 1~10 | 234 | 88.0 |
| 11~20 | 19 | 7.1 |
| 21~30 | 5 | 1.9 |
| 31~40 | 2 | 0.8 |
| 41~50 | 2 | 0.8 |
| 51~60 | 1 | 0.4 |
| 100以上 | 3 | 1.1 |

問2-2 どこから身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応 についての相談があったか (複数回答) N=518

| | n | % |
|--------------|-----|------|
| 医療機関 | 234 | 45.2 |
| 他の自治体 | 7 | 1.4 |
| 社会福祉協議会 | 27 | 5.2 |
| 高齢者の入所施設 | 59 | 11.4 |
| 在宅の介護保険関連事業者 | 68 | 13.1 |
| 障害福祉の入所施設 | 26 | 5.0 |
| 地域住民・地域の関連機関 | 74 | 14.3 |
| その他 | 73 | 14.1 |

問2-2 その他
本人
消防署
警察
自治体の中の他課

問2-3 身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応についての相談の場面 (複数回答) N=518

| | n | % |
|---------------------------|-----|------|
| 緊急の連絡先に関する事 | 199 | 38.4 |
| 入院計画書に関する事 | 48 | 9.3 |
| 入院中に必要な物品の準備に関する事 | 92 | 17.8 |
| 入院費等に関する事 | 143 | 27.6 |
| 退院支援に関する事 | 139 | 26.8 |
| (死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事 | 158 | 30.5 |
| 医療に係る意思決定に関する事 | 154 | 29.7 |
| その他 | 52 | 29.7 |

問2-3 その他
医療保護入院の同意
介護保険申請
受診の付き添い
身元保証人に関する事

問2-4 身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応についての相談の具体的内容 (複数回答) N=518

| | n | % |
|------------------|-----|------|
| 親族を探す | 160 | 30.9 |
| 貴自治体の本人への関与の状況 | 119 | 23.0 |
| 本人と関わった関係者の情報 | 106 | 20.5 |
| 経済関連情報の提供の依頼 | 55 | 10.6 |
| 生活保護受給状況 | 75 | 14.5 |
| 入院に関わる費用の支払い | 102 | 19.7 |
| 入院手続きの協力 | 119 | 23.0 |
| 退院手続きの協力 | 72 | 13.9 |
| 介護保険関連業務についての依頼 | 90 | 17.4 |
| 障害福祉関連業務についての依頼 | 48 | 9.3 |
| 成年後見制度の申立についての依頼 | 161 | 31.1 |
| 死後事務関連業務についての依頼 | 97 | 18.7 |
| その他 | 30 | 5.8 |

問2-4 その他
延命治療
退院後の生活

問3 貴自治体での「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく対応の相談状況

問3-1 「ガイドライン」に基づく対応についての相談を受けたことがありますか n=501

| | n | % |
|----------------------------------|-----|------|
| ある | 25 | 5.0 |
| ない | 226 | 45.1 |
| 「ガイドライン」に基づく対応についての相談の有無を把握していない | 125 | 25.0 |
| 「ガイドライン」の存在を知らない | 125 | 25.0 |

【問3-1で①または②と回答した方】

問3-2 どこでガイドラインを知りましたか (複数回答) n=251

| | n | % |
|----------|-----|------|
| 厚生労働省の通知 | 203 | 80.9 |
| 研修会 | 42 | 16.7 |
| その他 | 22 | 8.8 |

問3-2 その他
インターネットで検索
厚生労働省のホームページ

【問3-1で①と回答した方】 n=25

問3-3 「ガイドライン」に基づいた対応についての相談が1年間で何例あったか

| | n | % |
|----|---|------|
| 1 | 6 | 24.0 |
| 2 | 3 | 12.0 |
| 3 | 4 | 16.0 |
| 4 | 0 | 0.0 |
| 5 | 3 | 12.0 |
| 8 | 1 | 4.0 |
| 10 | 1 | 4.0 |
| 15 | 1 | 4.0 |
| 50 | 1 | 4.0 |

【問3-1で①と回答した方】

問3-4 どこからガイドラインに基づいた対応についての相談があったか（複数回答）n=25

| | n | % |
|--------------|----|------|
| 医療機関 | 17 | 68.0 |
| 他の自治体 | 0 | 0.0 |
| 社会福祉協議会 | 0 | 0.0 |
| 高齢者の入所施設 | 4 | 16.0 |
| 在宅の介護保険関連事業者 | 6 | 24.0 |
| 障害福祉の入所施設 | 2 | 8.0 |
| 地域住民・地域の関連機関 | 3 | 12.0 |
| その他 | 2 | 8.0 |

問3-4 その他
同じ自治体の他担当

【問3-1で①と回答した方】

問3-5 ガイドラインに基づいた対応について相談の場面（複数回答）n=25

| | n | % |
|----------------------------|----|------|
| 緊急の連絡先に関すること | 14 | 56.0 |
| 入院計画書に関すること | 5 | 20.0 |
| 入院中に必要な物品の準備に関すること | 7 | 28.0 |
| 入院費等に関すること | 10 | 40.0 |
| 退院支援に関すること | 10 | 40.0 |
| （死亡時の）遺体・遺品の引き取り。葬儀等に関すること | 11 | 44.0 |
| 医療に係る意思決定に関すること | 14 | 56.0 |
| その他 | 1 | 4.0 |

問3-5 その他
成年後見利用支援

【問3-1で①と回答した方】

問3-6 ガイドラインに基づいた対応について相談の具体的な内容（複数回答）n=25

| | n | % |
|------------------|----|------|
| 親族を探す | 11 | 44.0 |
| 貴自治体の本人への関与の状況 | 9 | 36.0 |
| 本人と関わった関係者の情報 | 10 | 40.0 |
| 経済関連情報の提供の依頼 | 7 | 28.0 |
| 生活保護受給状況 | 8 | 32.0 |
| 入院に関わる費用の支払い | 8 | 32.0 |
| 入院手続きの協力 | 7 | 28.0 |
| 退院手続きの協力 | 8 | 32.0 |
| 介護保険関連業務についての依頼 | 6 | 24.0 |
| 障害福祉関連業務についての依頼 | 3 | 12.0 |
| 成年後見制度の申立についての依頼 | 13 | 52.0 |
| 死後事務関連業務についての依頼 | 9 | 36.0 |
| その他 | 4 | 16.0 |

問3-6 その他
記入なし

問5-1 身寄りがいない人へ必要な医療ができる体制についての見直し（複数回答）N=518

| | n | % |
|------------------|-----|------|
| 見直しが必要でない | 137 | 26.4 |
| 見直しが必要だが、見直していない | 180 | 34.7 |
| 見直しをした | 6 | 1.2 |
| 今後見直しをする予定 | 41 | 7.9 |
| その他 | 113 | 21.8 |

問5-1 その他
体制の見直しの必要性を検討をしていない
医療体制に対応する課ではない
事例がない
体制がない

【問5-1で③と回答した方】

問5-2 体制の見直しをされた機関は、具体的にどのような見直しをされましたか（複数回答）n=6

| | n | % |
|--------------------------|---|------|
| 独自のガイドライン、マニュアル、手順書を作成した | 3 | 50.0 |
| 医療機関との連携を強化した | 1 | 16.7 |
| 他の自治体との連携を強化した | 0 | 0.0 |
| 社会福祉協議会との連携を強化した | 0 | 0.0 |
| その他 | 2 | 33.3 |

問5-2 その他
ワンストップで相談できる担当課の新設

問6 ガイドラインを周知するために実施したこと（複数回答）N=518

| | n | % |
|-------------------|-----|------|
| 何もしていない | 418 | 80.7 |
| 「ガイドライン」を配布した | 30 | 5.8 |
| 独自の研修会や勉強会を実施した | 4 | 0.8 |
| 他団体と協力して研修会を実施した | 7 | 1.4 |
| 外部講師等を呼んで研修会を実施した | 1 | 0.2 |
| その他 | 25 | 4.8 |

問6 その他
必要時に情報提供
関係部署で回覧
関係機関に通知・周知

問7 身寄りがいない人へ必要な医療が提供できるように必要な対応（複数回答）N=518

| | n | % |
|---------------------------|-----|------|
| 「ガイドライン」についての研修会を実施する | 235 | 45.4 |
| 医療機関や施設等への啓発を強化する | 337 | 65.1 |
| 医療に関連する専門職団体への啓発を強化する | 162 | 31.3 |
| 成年後見制度に関連する専門職団体への啓発を強化する | 186 | 35.9 |
| 国民への啓発を強化する | 110 | 21.2 |
| その他 | 31 | 6.0 |

問7 その他
本人だけで医療を受けられる制度が必要
親族の同意を求めるところを見直す
エンディングノートの配布
住民への成年後見制度の周知

社会福祉協議会・介護支援専門員 N=482

「その他」の記載内容は類似性に基づき集約した

回収率：社会福祉協議会 405/800 回収率51%、日本介護支援専門員協会 48/92 回収率52%

日本相談支援専門員協会はメールリストでのアンケート配信のため回収率は算出できなかった

問1 都道府県 n=482

| | n | % |
|------|----|-----|
| 北海道 | 39 | 8.1 |
| 青森県 | 9 | 1.9 |
| 岩手県 | 7 | 1.5 |
| 宮城県 | 2 | 0.4 |
| 秋田県 | 5 | 1.0 |
| 山形県 | 13 | 2.7 |
| 福島県 | 15 | 3.1 |
| 茨城県 | 8 | 1.7 |
| 栃木県 | 5 | 1.0 |
| 群馬県 | 9 | 1.9 |
| 埼玉県 | 27 | 5.6 |
| 千葉県 | 12 | 2.5 |
| 東京都 | 12 | 2.5 |
| 神奈川県 | 16 | 3.3 |
| 新潟県 | 10 | 2.1 |
| 富山県 | 6 | 1.2 |
| 石川県 | 5 | 1.0 |
| 福井県 | 2 | 0.4 |
| 山梨県 | 11 | 2.3 |
| 長野県 | 9 | 1.9 |
| 岐阜県 | 9 | 1.9 |
| 静岡県 | 11 | 2.3 |
| 愛知県 | 20 | 4.1 |
| 三重県 | 8 | 1.7 |
| 滋賀県 | 5 | 1.0 |
| 京都府 | 9 | 1.9 |
| 大阪府 | 20 | 4.1 |
| 兵庫県 | 9 | 1.9 |
| 奈良県 | 10 | 2.1 |
| 和歌山県 | 5 | 1.0 |
| 鳥取県 | 12 | 2.5 |
| 島根県 | 11 | 2.3 |
| 岡山県 | 6 | 1.2 |
| 広島県 | 6 | 1.2 |
| 山口県 | 7 | 1.5 |
| 徳島県 | 9 | 1.9 |
| 香川県 | 1 | 0.2 |
| 愛媛県 | 7 | 1.5 |
| 高知県 | 25 | 5.2 |
| 福岡県 | 5 | 1.0 |
| 佐賀県 | 8 | 1.7 |
| 長崎県 | 14 | 2.9 |
| 熊本県 | 9 | 1.9 |
| 大分県 | 11 | 2.3 |
| 宮崎県 | 10 | 2.1 |
| 鹿児島県 | 7 | 1.5 |
| 沖縄県 | 6 | 1.2 |

問1-2 地方公共団体の区分 n=472

| | n | % |
|--------|-----|------|
| 指定都市 | 36 | 7.6 |
| 中核市 | 28 | 5.9 |
| 施行時特例市 | 3 | 0.6 |
| その他の市 | 214 | 45.3 |
| 町村 | 181 | 38.3 |
| 特別区 | 5 | 1.1 |
| 都道府県 | 5 | 1.1 |

問1-3 所属団体 n=478

| | n | % |
|-------------|-----|------|
| 社会福祉協議会 | 405 | 84.7 |
| 日本介護支援専門員協会 | 48 | 10.0 |
| 日本相談支援専門員協会 | 25 | 5.2 |

問1-4 業務の内容（複数回答）N=482

| | n | % |
|--------------|-----|------|
| 成年後見制度利用促進 | 123 | 25.5 |
| 福祉サービス利用援助事業 | 376 | 78.0 |
| 高齢福祉 | 147 | 30.5 |
| 障害福祉 | 118 | 24.5 |
| その他 | 85 | 17.6 |

| |
|-----------|
| 問1-4 その他 |
| 法人後見 |
| 生活困窮者自立支援 |
| 居宅介護支援 |
| 児童福祉 |
| 地域福祉 |

問1-5 貴会が所在する自治体には成年後見制度利用促進基本計画における中核機関がありますか n=476

| | n | % |
|------|-----|------|
| ある | 101 | 19.9 |
| ない | 318 | 62.6 |
| 知らない | 57 | 11.2 |

問2 貴会でも身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談状況

問2-1 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談が1年間で何例あったか n=258

| | n | % |
|--------|-----|------|
| 1～10 | 232 | 89.9 |
| 11～20 | 14 | 5.4 |
| 21～30 | 4 | 1.6 |
| 31～40 | 2 | 0.8 |
| 71～80 | 2 | 0.8 |
| 91～100 | 1 | 0.4 |
| 100以上 | 3 | 1.2 |

問2-2 どこから身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談があったか（複数回答） N=482

| | n | % |
|--------------|-----|------|
| 医療機関 | 186 | 38.6 |
| 自治体 | 83 | 17.2 |
| 社会福祉協議会 | 21 | 4.4 |
| 高齢者の入所施設 | 72 | 14.9 |
| 在宅の介護保険関連事業者 | 109 | 22.6 |
| 障害福祉の入所施設 | 23 | 4.8 |
| 地域住民・地域の関連機関 | 52 | 10.8 |
| その他 | 46 | 9.5 |

| |
|----------|
| 問2-2 その他 |
| 本人 |
| 救急隊員 |
| 警察 |
| 大家 |

問2-3 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談の場面（複数回答） N=482

| | n | % |
|---------------------------|-----|------|
| 緊急の連絡先に関する事 | 175 | 36.3 |
| 入院計画書に関する事 | 56 | 11.6 |
| 入院中に必要な物品の準備に関する事 | 123 | 25.5 |
| 入院費等に関する事 | 187 | 38.8 |
| 退院支援に関する事 | 123 | 25.5 |
| （死亡時の）遺体・遺品の引き取り。葬儀等に関する事 | 105 | 21.8 |
| 医療に係る意思決定に関する事 | 126 | 26.1 |
| その他 | 31 | 6.4 |

| |
|----------|
| 問2-3 その他 |
| 受診の付き添い |
| 入院時の身元保証 |

問2-4 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応についての相談の具体的な内容（複数回答） N=482

| | n | % |
|------------------|-----|------|
| 親族を探す | 74 | 14.3 |
| 貴会の本人への関与の状況 | 109 | 21.0 |
| 本人と関わった関係者の情報 | 104 | 20.1 |
| 経済関連情報の提供の依頼 | 69 | 13.3 |
| 生活保護受給状況 | 70 | 13.5 |
| 入院に関わる費用の支払い | 188 | 36.3 |
| 入院手続きの協力 | 125 | 24.1 |
| 退院手続きの協力 | 94 | 18.1 |
| 介護保険関連業務についての依頼 | 69 | 13.3 |
| 障害福祉関連業務についての依頼 | 35 | 6.8 |
| 成年後見制度の申立についての依頼 | 106 | 20.5 |
| 死後事務関連業務についての依頼 | 72 | 13.9 |
| その他 | 32 | 6.2 |

| |
|---------------|
| 問2-4 |
| 身元保証人の依頼 |
| 日常生活自立支援事業の依頼 |
| 金銭管理 |

問3 貴自治体での「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく対応の相談状況

問3-1 「ガイドライン」に基づく対応についての相談を受けたことがありますか n=468

| | n | % |
|----------------------------------|-----|------|
| ある | 22 | 4.7 |
| ない | 190 | 40.6 |
| 「ガイドライン」に基づく対応についての相談の有無を把握していない | 73 | 15.6 |
| 「ガイドライン」の存在を知らない | 183 | 39.1 |

【問3-1で①または②と回答した方】

問3-2 どこでガイドラインを知りましたか（複数回答） n=212

| | n | % |
|----------|-----|------|
| 厚生労働省の通知 | 120 | 56.6 |
| 研修会 | 52 | 24.5 |
| その他 | 42 | 19.8 |

| |
|----------------|
| 問3-2 その他 |
| インターネットで検索 |
| 社会福祉協議会からの情報提供 |

【問3-1で①と回答した方】 n=22

問3-3 「ガイドライン」に基づいた対応についての相談が1年間で何例あったか

| | n | % |
|-----|---|------|
| 1 | 9 | 40.9 |
| 2 | 4 | 18.2 |
| 3 | 1 | 4.5 |
| 4 | 1 | 4.5 |
| 5 | 1 | 4.5 |
| 9 | 1 | 4.5 |
| 10 | 1 | 4.5 |
| 15 | 1 | 4.5 |
| 130 | 1 | 4.5 |

【問3-1で①と回答した方】

問3-4 どこからガイドラインに基づいた対応についての相談があったか（複数回答）n=22

| | n | % |
|--------------|----|------|
| 医療機関 | 14 | 63.6 |
| 自治体 | 3 | 13.6 |
| 社会福祉協議会 | 4 | 18.2 |
| 高齢者の入所施設 | 8 | 36.4 |
| 在宅の介護保険関連事業者 | 7 | 31.8 |
| 障害福祉の入所施設 | 3 | 13.6 |
| 地域住民・地域の関連機関 | 3 | 13.6 |
| その他 | 4 | 18.2 |

| |
|----------------------|
| 問3-4 その他 本人 警察 |
|----------------------|

【問3-1で①と回答した方】

問3-5 ガイドラインに基づいた対応についての相談の場面（複数回答）n=22

| | n | % |
|---------------------------|----|------|
| 緊急の連絡先に関する事 | 12 | 54.5 |
| 入院計画書に関する事 | 8 | 36.4 |
| 入院中に必要な物品の準備に関する事 | 12 | 54.5 |
| 入院費等に関する事 | 13 | 59.1 |
| 退院支援に関する事 | 12 | 54.5 |
| （死亡時の）遺体・遺品の引き取り。葬儀等に関する事 | 12 | 54.5 |
| 医療に係る意思決定に関する事 | 13 | 59.1 |
| その他 | 3 | 13.6 |

| |
|----------------------------------------------------------|
| 問3-5 その他 入院時の身元保証 施設退所 日常生活自立支援事業利用 成年後見制度利用 |
|----------------------------------------------------------|

【問3-1で①と回答した方】

問3-6 ガイドラインに基づいた対応について相談の具体的内容（複数回答）n=22

| | n | % |
|------------------|----|------|
| 親族を探す | 7 | 31.8 |
| 貴会の本人への関与の状況 | 10 | 45.5 |
| 本人と関わった関係者の情報 | 11 | 50.0 |
| 経済関連情報の提供の依頼 | 6 | 27.3 |
| 生活保護受給状況 | 8 | 36.4 |
| 入院に関わる費用の支払い | 10 | 45.5 |
| 入院手続きの協力 | 9 | 40.9 |
| 退院手続きの協力 | 10 | 45.5 |
| 介護保険関連業務についての依頼 | 9 | 40.9 |
| 障害福祉関連業務についての依頼 | 3 | 13.6 |
| 成年後見制度の申立についての依頼 | 9 | 40.9 |
| 死後事務関連業務についての依頼 | 8 | 36.4 |
| その他 | 4 | 18.2 |

| |
|-----------------------|
| 問3-6 その他 医療に係る意思決定 |
|-----------------------|

問5-1 身寄りがない人へ必要な医療ができる体制についての見直し（複数回答）N=482

| | n | % |
|------------------|-----|------|
| 見直しが必要でない | 97 | 20.1 |
| 見直しが必要だが、見直していない | 156 | 32.4 |
| 見直しをした | 11 | 2.3 |
| 今後見直しをする予定 | 40 | 8.3 |
| その他 | 122 | 25.3 |

| |
|-------------------------------------------------------------|
| 問5-1 その他 事例がない 体制がない 医療体制とは関係ない 見直しに関する議論をしていない |
|-------------------------------------------------------------|

【問5-1で③と回答した方】

問5-2 体制の見直しをされた団体は、具体的にどのような見直しをされましたか（複数回答）n=11

| | n | % |
|--------------------------|---|------|
| 独自のガイドライン、マニュアル、手順書を作成した | 2 | 18.2 |
| 医療機関との連携を強化した | 6 | 54.5 |
| 自治体との連携を強化した | 4 | 36.4 |
| 社会福祉協議会との連携を強化した | 3 | 27.3 |
| その他 | 3 | 27.3 |

| |
|------------------|
| 問5-2 その他 記入なし |
|------------------|

問6 ガイドラインを周知するために実施したこと（複数回答）N=482

| | n | % |
|------------------|-----|------|
| 何もしていない | 373 | 77.4 |
| 「ガイドライン」を配布した | 25 | 5.2 |
| 独自の研修会や勉強会を実施した | 4 | 0.8 |
| 他団体と協力して研修会を実施した | 7 | 1.5 |
| 外部講師等呼んで研修会を実施した | 1 | 0.2 |
| その他 | 30 | 6.2 |

| |
|-------------------------------------|
| 問6 その他 関係者にメールで周知した 関係機関に説明した |
|-------------------------------------|

問7 身寄りがない人へ必要な医療が提供できるように必要な対応（複数回答）N=482

| | n | % |
|---------------------------|-----|------|
| 「ガイドライン」についての研修会を実施する | 251 | 52.1 |
| 医療機関や施設等への啓発を強化する | 297 | 61.6 |
| 医療に関連する専門職団体への啓発を強化する | 187 | 38.8 |
| 成年後見制度に関連する専門職団体への啓発を強化する | 175 | 36.3 |
| 国民への啓発を強化する | 104 | 21.6 |
| その他 | 29 | 6.0 |

| |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 問7 その他 自分が「ガイドライン」を理解する 関係機関が「ガイドライン」を理解する 法整備 関係機関との連携 ACPの普及 |
|-------------------------------------------------------------------------------|

身寄りがない人の入院や医療に係る対応や「ガイドライン」についてのご意見

| | |
|-------------------------------|----|
| 身寄りがない人への対応はできている | 報告 |
| ガイドラインに沿った対応をしている | 報告 |
| ガイドラインを知らなかった | 報告 |
| ガイドラインは参考になる | 報告 |
| ガイドラインが役立つ | 報告 |
| 独自のガイドラインを作成している | 報告 |
| 人（対応する人）によって身寄りのない人への対応が異なる | 課題 |
| 外国人等に対応が困難である | 課題 |
| 自治体によって対応が異なる | 課題 |
| （自治体に）対応してもらえない | 課題 |
| 自治体は時間外に対応ができない | 課題 |
| 身寄りがない人の死亡時の対応に困る | 課題 |
| 身寄りがない人が予後不良の時の対応に困る | 課題 |
| ガイドラインに沿った対応をしてもらえない | 課題 |
| 医療同意について理解してもらえない | 課題 |
| ガイドラインは活用できない（強制力がない、小さな組織で使え | 課題 |
| ガイドラインでは不十分 | 課題 |
| 成年後見制度申立てまでの支援が課題 | 課題 |
| （入院時だけでなく）退院支援に困る | 課題 |
| 入院費の支払い等の金銭管理が課題 | 課題 |
| 自治体が身寄りがない人の対応について非協力的 | 課題 |
| 身寄りがない人の対応について相談窓口が不明 | 課題 |
| 成年後見制度申立てまでの支援が課題 | 課題 |
| 身寄りがない人の対応について施設の理解が足りない | 課題 |
| 身寄りがない人の施設入所が困難 | 課題 |
| 身寄りのない人への対応の成功例を参考にしたい | 要望 |
| 自治体の対応を明確にして欲しい | 要望 |
| 医療同意の問題をクリアにする | 要望 |
| 医療⇒行政ではなく協働の視座が必要 | 要望 |
| 医療－介護－行政の連携 | 要望 |
| ガイドラインの周知が必要 | 要望 |
| ガイドラインを簡略化して欲しい（フロー） | 要望 |
| 在宅時（入院前）から支援してほしい | 要望 |
| 社会福祉協議会等による支援の明確化 | 要望 |
| ガイドラインの周知が必要 | 要望 |
| 身寄りがない人の対応について連携が必要 | 要望 |
| ガイドラインについての理解が必要 | 要望 |
| 身寄りがない人の対応について体制づくりが必要 | 要望 |
| 身寄りがない人の対応について話し合う場が必要 | 要望 |
| 医療機関へのガイドラインの周知 | 要望 |
| 身寄りがない人の対応について自治体の役割の明確化 | 要望 |
| 身寄りがない人の対応について相談窓口が欲しい | 要望 |
| 施設へのガイドラインの周知が必要 | 要望 |

2. ヒアリング調査結果

**A 県 地域医療支援病院 200～400 床 身寄りがない人の入院：1 年間で約 20 例
医療ソーシャルワーカー2 名**

※「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は「ガイドライン」と表記した。

【独自のガイドライン、マニュアル、手順書について】

- ✓ 独自のマニュアルを作成するきっかけを教えてください
 - 身寄りがない方やご家族が遠方の方の入院が増えてきて、複数の医療ソーシャルワーカーが統一した対応をするため
 - 厚生労働省の通知と「ガイドライン」が下りてきたことと、日本医療社会福祉協会の「身元保証がない方の入退院支援ガイドブック（以下「ガイドブック）」に独自のマニュアルを作った方がよいと書かれていたため
- ✓ 独自のマニュアルの内容を教えてください
 - 身寄りがない人を3つのカテゴリー分け（親族がいない人、親族から関わりを拒否されている人、親族が来院できない状況にある人）をして対応を示した
 - それぞれの身寄りがない人のカテゴリーについてどのような問題があるのかを整理して、それぞれの対応や注意点を記載した
 - 入院中に医療ソーシャルワーカーが代理で金銭管理をする時のルールを作成した
 - 具体的には、貴重品管理表の作成、金庫の設置、複数での確認等
- ✓ 独自のマニュアルと、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」をどのように併用しているか、実際の使い方を教えてください
 - 独自のマニュアルを基本として、日本医療社会福祉協会の「ガイドブック」と「ガイドライン」を併用している
- ✓ 見直しにあたって、苦労した点（倫理委員会やカンファレンスの立ち上げ、関係者への周知の方法、連携の在り方など）がありましたら教えてください
 - 現状としてはMSWが主導で対応しているので、今後、院内の他のスタッフにも興味を持ってもらい、広く知ってもらいたいというところ
 - 医療クラークと医事課の方とは、身元保証がなかった時の対応方法を共有しているため、スムーズに対応できるようになった
 - 倫理委員会についてはあまり実績がなく、今後、身寄りがない人の医療同意や意思決定の部分で問題が生じた時に倫理委員会を開催するというプロセスを構築して

いくところ

【「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について】

- ✓ 「ガイドライン」で補えない部分を教えてください
 - 医療同意の部分。救急搬送されてきて患者さんの背景も分からない、本人の意識もない、親族もいない場合は、意思を推定することが困難である
 - 最終的には主治医の判断に委ねられている部分があり、本当に本人の代理決定になっているのか疑問に感じる
- ✓ 「ガイドライン」で補えない部分をどのように対応をしているか教えてください
 - 意思が推定できない場合でも「ガイドライン」通りに、プロセスに気を付けている
 - 身寄りのない方は、多職種で病状を共有して話し合うようにしている
- ✓ 令和 3 年度に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を補うための事例集や Q&A 集の作成を考えていますが、身寄りがない人の入院及び医療に関する意思決定が困難な人の支援について補足すべきことがございましたら教えてください
 - 病院だけでは完結しない部分が非常に大きいので、地域包括支援センター、自治体の福祉課等との役割分担をしていくべき
 - 病院だけに責任が集中してしまうと苦しいので、自治体の福祉課、地域包括センター等のそれぞれの役割を示してもらいたい
 - 関係機関とどこまで「ガイドライン」が共有していけるかが大事になる
 - 本人の意識がない場合に代理で預金をおろす時の金融機関の対応方法や注意点を示して欲しい
 - 意思判断できない状態で平均在院日数が 9 日というところで（金融機関との対応は）非常に難渋する
 - 委任状があれば代理で預金をおろせることもあるが、金融機関によって異なる
- ✓ 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応や「ガイドライン」についてご意見
 - 身寄りがない人を受け入れることはトップダウンですと「やらなきゃいけない」って強制力が働くと感じる
 - 地域で身寄りがない人の対応について共有し同じ方向を向いてやり取りができればよい
 - ACP と並行して「ガイドライン」の周知が進めば、権利擁護というところが精選されていくと思う

B市 人口約4万人 自治体 成年後見制度利用促進・高齢福祉担当者

※「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は「ガイドライン」と表記した。

【独自のガイドライン、マニュアル、手順書について】

- ✓ 独自のガイドライン等を作成するきっかけを教えてください
 - 身寄りがない人の緊急連絡先や医療同意の部分についての問い合わせが多くなったため
 - 直営の地域包括支援センターの職員に身寄りがない人についての相談が来た時の統一した対応方法を共有するため
- ✓ 独自のガイドライン等の内容を教えてください
 - 相談が多く寄せられる部分を「ガイドライン」から抜粋して1枚紙にまとめたもの
 - 緊急連絡先、医療同意の部分を抜粋した
 - 緊急連絡先については、本人の判断能力が十分な場合、判断能力が不十分で成年後見制度を使っている場合、判断能力が不十分で成年後見制度を使っていない場合、というガイドラインのフロー図を描きながら、医療機関から相談があった場合の包括としての対応を追記した
 - 医療同意の部分は今まで家族に医療同意を求める現状があったが、「ガイドライン」では医療の決定・同意は一身専属性が強いので、第三者には同意の権限がない、包括の職員に権利はないということに記載した
 - 加えて、医療機関から患者の個人情報（親族、関わりのあった人等）の問い合わせがあった場合の自治体としての対応、個人情報を出すか、出さないかについても記載した
- ✓ 独自のガイドラインと、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」をどのように併用しているか、実際の使い方を教えてください
 - 独自のガイドラインは、「ガイドライン」を抜粋し追記したものである
- ✓ 見直しにあたって、苦労した点（倫理委員会やカンファレンスの立ち上げ、関係者への周知の方法、連携の在り方など）がありましたら教えてください
 - 「ガイドライン」は分かりやすいと思うが、第三者に医療同意の権限がないという部分の医療機関側の理解が足りないと感じる
 - 医療機関は誰でもいいから行政の担当者に同意書のサインを求めてくる現状

- 医療機関にキーパーソンや身元保証人にどのような役割を求めているのかを確認しても、その役割について明確な回答はなく、自治体が担える役割を説明し身元保証人にはなれないことを説明しても、身元保証人がいないと転院できないと言われ、理解をしていただけない
- 身元保証人等がないことによって入院を拒否することができないという厚生労働省の通知も説明しますが、歯がゆい思いをしている

【「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について】

- ✓ 「ガイドライン」で補えない部分を教えてください
 - 「ガイドライン」の内容は大きな問題はないけど、内容を市民や医療機関（医師や看護師）に周知されていないことが問題
- ✓ 「ガイドライン」で補えない部分をどのように対応をしているか教えてください
 - 相談があった時にその都度、自治体が身元保証人にはなれないこと、自治体で担える役割を説明している
- ✓ 令和 3 年度に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を補うための事例集や Q&A 集の作成を考えていますが、身寄りがない人の入院及び医療に関する意思決定が困難な人の支援について補足すべきことがございましたら教えてください
 - 医療機関が担うこと（医療の決定等）と、自治体に相談することの役割分担の明確化
- ✓ 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応や「ガイドライン」についてのご意見
 - ACP も含めて医療機関との連携が必要

C市 人口約10万人 社会福祉協議会 身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応についての相談：1年間で5例 成年後見制度利用促進担当

【身寄りがいない人への必要な医療が提供できる体制について見直しについて】

- ✓ 具体的にどのような見直しをされましたか
 - 各関係機関との定期的な情報交換会の開催
- ✓ 見直しにあたって、苦労した点（関係者への周知の方法、連携の在り方など）がありましたら教えてください
 - 各関係機関の関係者に対するアプローチに苦労した

【「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について】

- ✓ ガイドラインで補えない部分を教えてください
 - 居住地以外の市町村の病院に入院した際の支援

3. 困難事例結果

身寄りがない人の入院及び医療に係る対応の中で特に課題が残されたと思われる事例について具体的に教えて下さい

医療機関からの事例を類似性に基づいて集約した

✓ n=671 事例

✓ 性別

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 男性 | 473 事例 | 女性 | 149 事例 |
|----|--------|----|--------|

✓ 年齢

| | |
|--------|--------|
| 20 歳代 | 3 事例 |
| 30 歳代 | — |
| 40 歳代 | 10 事例 |
| 50 歳代 | 35 事例 |
| 60 歳代 | 133 事例 |
| 70 歳代 | 215 事例 |
| 80 歳代 | 160 事例 |
| 90 歳代 | 34 事例 |
| 100 歳代 | 1 事例 |

✓ 疾患（上位 10 位）

| | |
|-------|--------|
| がん | 129 事例 |
| 脳梗塞 | 88 事例 |
| 骨折 | 60 事例 |
| 肺炎 | 50 事例 |
| 心不全 | 41 事例 |
| 糖尿病 | 34 事例 |
| 脳出血 | 33 事例 |
| 腎不全 | 32 事例 |
| 脱水 | 27 事例 |
| 統合失調症 | 17 事例 |

✓ 概要

1. 「身寄りなし」の背景

- 全く身寄りがいない
- 親族が遠方に住んでいる
- 親族と長年交流がない
- 親族が関わり拒否
- 親族と不仲
- 親族と絶縁
- 親族の連絡先不明
- 親族と連絡がとれない（連絡先は分かるが電話にでない、常に話し中等）
- 親族が行方不明
- 親族が病気や障害を持っている
- 親族が虐待をしている
- 本人（患者）が親族について話さない
- 離婚（元配偶者がいる）
- 外国籍
- 親族は支援の意思があるが本人（患者）が関わりを拒否

2. 親族以外のキーパーソン

- 内縁関係
- 知人、友人
- 同居人
- 会社の社長

3. 入院に至る過程

- 倒れているところを発見され救急搬送（最も多い）
- がん末期の疼痛コントロールや看取り

4. 入院中に課題となったこと

【キーパーソン】

- 入院中に家族やキーパーソンと連絡が取れなくなった
- 入院中に家族やキーパーソンから関わりを拒否された

【医療同意】

- 客観的には入院や治療が必要であるが、本人が入院や治療を拒否
- 患者のQOLが低下すると思われる要望（苦しんで死にたい等）
- 救急搬送で入院したため患者背景が不明で、意思を推量する情報が全くない

【金銭問題】

- 入院費を支払う費用がなく、生活保護の対象でもない
- 入院中に生活保護が停止となった
- 口座からお金をおろせない
(銀行が遠方、銀行まで同行が必要、通帳と印鑑が行方不明、暗証番号を忘れた、代理で出金できない、口座にお金がない、委任状をかけない状態等)
- 制度やサービスの利用検討中の金銭管理や支払い

【住居】

- 入院中にADL低下、認知能力低下し、在宅復帰が困難となり、転居が必要となった
- 入院中に転居、施設入居が決定し、転居の手続き、自宅の片づけ・引き払い、持ち物の処分が必要となった
- 入院中の公共料金の支払い
- 死亡退院されたため、財産処分（車、携帯、現金）が必要となった

【制度やサービス利用】

- 判断能力があるので成年後見制度対象外であるが病気や入院のため金銭管理ができない
- 年金などの収入があり生活保護対象外だが入院費を支払う資力がない
- 医療や介護サービス、成年後見制度、日常自立支援事業等が必要と思われるが、本人が利用を拒否
- 医療や介護サービス、成年後見制度、日常自立支援事業等が必要と思われるが、親族が利用を拒否、または利用に非協力的
- 土日に亡くなった時に自治体が対応できない
- 日常生活自立支援事業利用者が多くて利用ができないと言われた
- 余命数か月での成年後見制度申立て

- 後見人が選任される前に死亡した
- 後見開始の審判前の保全処分が活用しにくい

【その他】

- 住民票を確認できない
- 居住地（住民票のある場所）、入院している病院のある自治体、親族がいる自治体が異なる

5. 支援したこと

【関係機関との連携】

- 自治体、包括、社会福祉協議会等につないだ

【制度やサービスの申請】

- 成年後見制度申立て
- 日常生活自立支援事業の手続き
- 介護保険申請
- 生活保護申請
- 国保の手続き
- 傷病手当、生命保険の手続き
- 身元保証会社との契約

【入院・医療に係ること】

- 多職種カンファレンスの開催
- 必要物品の準備、購入
- 意思決定支援

【死亡に関すること】

- 死亡届出人の選定
- 葬儀会社の選定、対応
- 納骨の手続き（お寺との対応）
- 相続人の依頼（死亡後の支払い）
- 法定相続人が存在するが関わりを拒否

- 財産処分
- 行旅病人の届け出

【退院に関すること】

- 退院先（転院先、施設、転居）の選定、手続き、同行
- 親族との連絡調整
- 自宅の引き払い、転居の手続き
- 電気・ガス会社との手続き
- 財産処分

【親族に関すること】

- 親族調査（親族が存在するか調べる）
- 親族の連絡先を調べる

【金銭管理】

- 預り金の保管
- 銀行対応（出金、振り込み代理）
- 代理購入
- 金銭管理簿の作成、記入
- 債務整理（法テラスへつなぐ）

※無権代理をする時の注意点や具体的な方法

判断能力あり、判断能力なし

親族あり、親族なし

※親族調査の必要性

長年交流なし

離婚

本人が話さない（話せない）

⇒ 制度の対象とならない人の支援

身寄りがない人の入院及び医療に係る対応について相談を受けた事例の中で特に課題が残されたと思われる事例について具体的に教えて下さい

自治体からの事例を類似性に基づいて集約した

✓ n=161 事例

✓ 相談してきた人の属性（事例の重複あり）

| | |
|-------------|-------|
| 医療機関 | 57 事例 |
| 本人 | 26 事例 |
| 障害者施設、高齢者施設 | 12 事例 |
| 民生委員 | 6 事例 |
| 社会福祉協議会 | 3 事例 |

医療機関：MSW、看護師、ケアマネージャー、相談員等

✓ 性別

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 男性 | 104 事例 | 女性 | 45 事例 |
|----|--------|----|-------|

✓ 年齢

| | |
|--------|-------|
| 20 歳代 | 2 事例 |
| 30 歳代 | — |
| 40 歳代 | 5 事例 |
| 50 歳代 | 14 事例 |
| 60 歳代 | 22 事例 |
| 70 歳代 | 59 事例 |
| 80 歳代 | 36 事例 |
| 90 歳代 | 10 事例 |
| 100 歳代 | — |

✓ 疾患・障害（上位 10 位）事例の重複あり

| | |
|-------|-------|
| がん | 22 事例 |
| 認知症 | 21 事例 |
| 脳梗塞 | 13 事例 |
| 糖尿病 | 12 事例 |
| 脳出血 | 11 事例 |
| 骨折 | 10 事例 |
| 心不全 | 9 事例 |
| 知的障害 | 6 事例 |
| 統合失調症 | 6 事例 |
| 脱水 | 5 事例 |

✓ 概要

1. 「身寄りなし」の背景

2. 親族以外のキーパーソン

➤ 医療機関の事例と同様

3. 相談に至る過程、相談内容

➤ 倒れているところを発見され救急搬送

➤ 問題行動（徘徊、自傷、自殺企図、ごみ屋敷等）で警察に通報、保護

➤ 措置入院の依頼

➤ 医療保護入院の同意者の相談

➤ 入院時の手続き、身元保証

➤ 医療同意の相談

➤ 制度・サービス利用の手続き依頼

4. 課題になったこと

➤ 入院、入所時の身元保証

➤ 医療保護入院の同意者

➤ 緊急連絡先

➤ 意思決定支援

➤ 医療同意

- 本人が医療・サービス拒否
- 本人にとっての最善の医療を推量できない
- 他自治体との連携（居住地と入院している病院の自治体が異なる）
- 債務の処理
- 家賃、光熱費、水道費の支払い
- 成年後見制度市町村申立ての際の親族調査
- 葬儀
- サービス・制度（生活保護や成年後見制度）対象外の患者の対応
- 制度で対応できない業務（事実行為等）
- 有償サービスの資源がない

5. 支援したこと

- 戸籍の確認
- 親族調査
- 親族への連絡・調整
- カンファレンスへの参加、退院・転院調整
- ケース会議、ケア会議の調整・参加
- 金融機関との対応
- 入院費等支払い
- 死後事務
- 葬儀・埋葬等の調整
- 成年後見制度市町村長申立て
- 在宅生活におけるサービスの導入（配食、訪看、住環境の整備）
- 受診の付き添い
- 定期的な訪問・観察
- 法定相続人への連絡
- 身元保証会社の案内

身寄りがない人の入院及び医療に係る対応について相談を受けた事例の中で特に課題が残されたと思われる事例について具体的に教えて下さい

社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会、日本相談支援専門員協会からの事例を類似性に基づいて集約した

✓ n=130 事例

✓ 相談してきた人の属性（事例の重複あり）

| | |
|-------------|-------|
| 本人 | 56 事例 |
| 医療機関 | 52 事例 |
| 障害者施設、高齢者施設 | 8 事例 |
| ケアマネージャー | 6 事例 |
| 地域包括支援センター | 6 事例 |

医療機関（MSW、看護師、ケアマネージャー、相談員等）

✓ 性別

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 男性 | 104 事例 | 女性 | 50 事例 |
|----|--------|----|-------|

✓ 年齢

| | |
|--------|-------|
| 20 歳代 | — |
| 30 歳代 | — |
| 40 歳代 | 5 事例 |
| 50 歳代 | 8 事例 |
| 60 歳代 | 18 事例 |
| 70 歳代 | 43 事例 |
| 80 歳代 | 54 事例 |
| 90 歳代 | 11 事例 |
| 100 歳代 | — |

✓ 疾患・障害（上位 10 位）事例の重複あり

| | |
|-------|-------|
| がん | 31 事例 |
| 認知症 | 28 事例 |
| 脳梗塞 | 18 事例 |
| 骨折 | 11 事例 |
| 糖尿病 | 11 事例 |
| 肺炎 | 6 事例 |
| 交通事故 | 4 事例 |
| 脱水 | 5 事例 |
| 統合失調症 | 5 事例 |
| 心疾患 | 4 事例 |

✓ 概要

1. 「身寄りなし」の背景

2. 親族以外のキーパーソン

➤ 医療機関と同様

3. 相談に至る過程、相談内容

- 関わりのあった方（日常生活自立支援事業利用者、法人後見利用者、ケアマネージャーとして担当していた方）が救急搬送された
- 入院時の手続き、身元保証
- 入院中の金銭管理
- 入院費の支払い依頼
- 受診の付き添い
- 在宅生活困難になり転居の必要となった（転居先での保証人）
- 制度・サービス利用の手続き依頼

4. 課題になったこと

- 入院時の身元保証
- 入院や医療の同意
- 延命治療の確認
- 緊急連絡先

- 入院時の金銭管理
- 口座からの出金
- 自宅から病院への私物移動
- 入院時の身の回りの世話（洗濯、付き添い）
- 関わり拒否する親族への連絡
- 退院後の住居探しや手続き
- 在宅生活困難
- 遺品の預かり
- サービス・制度（日常自立支援事業や成年後見制度）対象外の患者の対応

5. 支援したこと

- 戸籍の確認
- 親族調査
- 関係機関へつないだ
- 医師の説明を一緒に受けた
- 同意書に複数で署名した
- カンファレンスの開催
- 必要物品の準備をした
- 洗濯のボランティア
- 自治体と死後の対応を協議
- 生活の見守り
- 生活自立支援事業契約
- 金銭管理
- 銀行への付き添い
- 成年後見制度の申立て
- 親族との連絡調整
- 身元保証会社の情報提供
- お寺へ納骨
- 住居探し
- 施設探し
- 合議体の編成
- 制度・サービスの案内

困難事例のストーリーラインと課題

